

Title	明治八年・内務省『会社条例』草案：明治前期商法編纂史研究(三)
Sub Title	1875 Draft of company law by department of interior
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.9 (1971. 9) ,p.80- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710915-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治八年・内務省『会社条例』草案

——明治前期商法編纂史研究(三)——

向井健

資本主義の発達に基本的な貢献を与えた⁽⁵⁾のであつた。

かくて、会社制度は、全国的に伝播し、やがて有象無象の群小会社が、陸続と出現する新たな事態を招来し、むしろ経済界に混乱を生じさせる傾向さえ、看取されるようになった。

「農商務卿第四回報告」は、

会社ノ事タル元來民間相互ノ規約ヲ以テ結社スルモノ比々相統クト雖トモ二三ノ会社ヲ除クノ外大抵一起一倒存廢常ナク為ニ一般人民ニ弊害ヲ与フル等數年來現ス所ノ形跡ナリ抑々現今ノ会社ナルモノハ其責任ノ無限ト云ヒ有限ト唱フルモノ畢竟各自々称ノ名目ニ過キスシテ法律上公認セラレタルモノニ非ス故ニ一般人民未タ法理ニ通曉セサルモノ知ラス識ラス之カ機檻ニ陥リ其弊害ヲ被フルモノ僅少ナラス勢ヒ善良ノ会社ヲ創始セントスルモ遂ニ之ヲ厭忌スルノ状態ヲ現セリ

と伝報している。

「今吾国商法ヲ無文ニ寓シ未タ一定ノ成律有ラ⁽⁷⁾」ざる当時である。

一

明治前期にあざやかな新地図をえがき、日本資本主義を特徴づけたものは、いわゆる殖産興業政策であつた、といえよう。会社制度の移植・導入こそは、その重要な一環にはかならない。⁽¹⁾⁽²⁾

百事創始の、たぎりたつ激変期にあつて、巨大な外国資本に対抗するには、まさに、「同志協力資本ヲ合併シ縮盟結社シ農工商ノ事業ヲシテ旺盛振起セシムル」⁽³⁾ことが、ぜひとも必要であつたにちがいない。たしかに、「形成期の日本資本主義が、幼弱な民族資本を育成し哺育するには、権力の直接の力をかり、いわゆる原始的蓄積が強行されたとともに(地租改正、秩禄処分、デフレーション、官業私下げ等)、日本になかつた会社制度を導入、啓蒙普及⁽⁴⁾」なければならなかつたであろう。そして、明治政府の、「強力な啓蒙と勸奨によつて急速に全国に普及し、非機能の貨幣資本を産業に動員して、日本

近時合本營業ノ風漸ク世間ニ治布シ現ニ会社ノ開創ヲ冀図スルモノ各地方頗ル多シトス然リト雖トモ目今商律ノ設ケアラサルヲ以テ凡法規ニ抵牾セサルヨリハ一ニ甲乙ノ對約ニ放任セリ⁽⁸⁾とか、あるいはまた、

諸会社ニ在リテハ未タ其條例ノ制定アラサルヲ以テ旧來各地ノ慣習ニ隨ヒ多クハ地方限リ之ヲ処分シ然ル後或ハ之ヲ報告シ来ルモノアリ或ハ之ヲ報告セサルモノアリテ区々一定セス加之其事業稍々錯雜ニ渉ルコトアルトキハ地方庁ヨリ特ニ稟議ヲ承クル等ノ事アリテ処分上繁狀ヲ呈スルモ畢竟之ニ對スル一定ノ法規ナキヲ以テ今爰ニ掲クヘキ要件トスルモノヲ見ス⁽⁹⁾

という、いわゆる三新法による地方行政機構の大改革以降⁽¹⁰⁾、会社の自由設立主義が採られたものであつても、いな、あればこそ、会社に対する法的規制として、商法なかならず会社法の制定を期する氣運が、政府側にも、また民間側からも、しだいに高まつていくのは、むしろ当然のことであつたにちがいない。

「商業ニ最必要ナルモノハ秩序ナリ取引ニ最緊要ナルモノハ機敏ナリ夫レ秩序ヲシテ整頓ナラシムルニハ商事ヲ管束スル所ノ法律ナカル可ラス機敏ヲ促カスニハ商業上ノ知識ヲ博クシ其取引ヲシテ神速ナラシムルノ機関ナカル可ラス⁽¹²⁾」というは、たしかに肯綮をえた言となしなればなるまい。

二

既述せるとおり、その高揚する殖産興業政策の路線にそつて、明治政府は会社制度の啓蒙・普及をはかり、かつ、会社設立を強力に勸奨したのであつた。

したがつて、これが法的規制たる会社法の制定が、統一的商法典編纂の動きとは別に、あるいは並行して、企図・編案されたとしても、けつして怪しむに足りない。もつとも、政府の基本方針そのものが、条約改正交渉をはじめとするもろもろの要素と密接にからんで、しばしば變動したことは看過すべきではなからう。

さて、「興業意見」⁽¹³⁾（卷二十八）をひもごとくと、つぎの一節を見出すことができる。

会社條例ノ制定ヲ希望スルハ、恰モ大旱ニ雲霓ヲ望ムカ如シ。其草案ハ既ニ明治七年之ヲ起シ、以來今日ニ至ルマテ十年ノ久シキヲ経ルモ未タ其頒布ヲ見ス。然ルニ目下ニ至リ会社ノ弊害愈々増長シ、事實蔽フヘカラサルノ困難ニ陥リタルハ、各地皆然ラサルナシ。⁽¹⁴⁾

雨後の筈のごとく現われた群小会社の弊害については、前掲せる「農商務卿第四回報告」中の文言からも窺知でき、また「興業意見」にも散見されるところであるが、ここに注目すべきは、右に掲出せる一文にみえる、会社條例の「草案ハ既ニ明治七年之ヲ起シ」とする点にある。

「内務省第一回年報」は、つぎのごとく報じている。

此際ニ当タリ会社ノ方法ヲ設ケ勸奨誘導シ以テ其衰頹ヲ維持セサルヲ得ス故ニ会社条例ヲ編成シテ既ニ上請セリ如シ公布スルヲ得ハ全国人民ヲシテ会社ノ体裁及効用便宜ヲ悟リ且其方法着手ノ順序ヲ知ルニ至ラシメン是ニ於テヤ漸次凡百ノ事業ヲ勸誘シ内ハ以テ人民ノ産業ヲ立テ外ハ以テ貿易ノ洪利ヲ興サントス此レ会社法ノ目的ニシテ最モ講究セサル可カラサルノ要件ナリ⁽¹⁶⁾

すなわち、この断章によつて、内務省起草にかかる会社条例草案の存在を、ひそかに窺知することができよう。

周知のとおり、明治六年十一月十日、「内務省被置候条此旨布告候事」との太政官布告第三七五号をもつて、創置・発足をみたのが、内務省である⁽¹⁷⁾。

翌七年一月十日の「内務省職制章程」は、間もなく二月十八日に修訂を加えられたが、それにしたがえば、

内務省ハ国内安寧人民保護ノ事務ヲ管理スル所其事務ヲ支分シテ
六寮一司ト為ス

勸業寮・警保寮 以上一等寮

戸籍寮・駅通寮・土木寮・地理寮 以上二等寮

測量司 一等司

とされている。

この構成よりみるも、同省のウエイトが、一等寮として配置されている勸業・警保の二寮の存在に端的に示されているように、⁽¹⁸⁾殖産興業と警察の二点にあつたことは、おそらく疑いをいれないであらう。

う。

「この内務省機構には、諸外国の内政省の機構も参照された跡があるが、必ずしも先進国の制度の模倣追従のみではなく、当時のわが国の国内情況を見据えて、独自の内政体系を樹立した。すなわち、富国強兵のための勸業行政を主体におき、これに治安対策の行政警察を配し、この二部門を内政の基本としたところに、内務省新設の画期的意義があつたのである⁽¹⁹⁾」とか、「内務省の創設は、廃藩置県の断行により、新体制の創出過程が緒につくとともに顕在化した『有司』間の対立を、征韓論者（武断派）の蹴おとしによつて止揚して成立した大久保政権の内政充実策の組織法的な表現といふことができる⁽²⁰⁾」と説く先学の評言は、たしかに傾聴すべきである。

ところで、管見のおよぶかぎり、会社法草案の脱稿・完成せる嚆矢は、同八年五月、内務卿大久保利通より太政大臣三条実美に対し、御布告案を付して提出されたそれであろう。

会社条例施設之儀ニ付同

諸会社之儀従前大蔵省掌管以來人民結社出願之時々其業体并社則等調査之上概ネ其契約上不相当之儀モ無之又他之障碍ニモ不相成見込之分ハ其時々之詮議ヲ以テ聞届来候儀之処追々結社營業出願之徒モ相増候ニ随ヒ中ニハ官許ヲ仮リテ以テ募金自救之資ト為シ或ハ会社ノ計算分明ナラスシテ社員徒ラニ損害ヲ蒙ル等種々不都合之趣モ相聞ヘ難捨置筋ニ付右取締之方法ヲ設ケ其弊害ヲ匡救セサル可カラストノ目途ニ由リ昨明治七年四月中上申ノ上爾来各府

県ヨリ会社創立之儀申立候都度会社条例取調中ニ付追テ何分之儀相達候迄人民之相對ニ任セ營業為致候様指令致シ来右上申之節ヨリ引統英國政府及ヒ其他ノ会社法則ヲ参考シ本邦実地ノ形況ヲ斟酌シ一定ノ条例為取調置候処此程成業致シ候ニ付即別冊指出申候尤モ条例中罰則及ヒ分散等之條款ハ一応司法省へ御下問之上御制可有之度存候依テ別冊会社条例案并ニ御布告案相添此段相伺候也

明治八年五月廿二日

太政大臣三条実美殿

添付された御布告案は、つぎのとおりである。

内務卿大久保利通

御布告案

今度一般ノ会社条例別冊之通製定致シ候条此旨布告候事

但社長頭取其余重立候者ノ姓名ヲ以称号ト為ス所ノ会社及ヒ組合ハ此条例ノ外ト可相心得候事

明治八年五月

太政大臣三条実美

「別冊」として添えられた、この明治八年・内務省「会社条例」草案は、本文四十六か条一七六節、附録四か条十三節、さらに「会社成規」と表題される各種の書式が末尾に加わつた、当時としては、か

明治八年・内務省「会社条例」草案

なり整理された構成・内容を具備した会社法草案である。⁽²³⁾
ともあれ、すでに掲記したる、「内務省第一回年報」にいう会社条例草案こそ、まさに右の明治八年・内務省「会社条例」草案を指称したもの、と推断してよからう。

三二

さて、上掲せる明治八年五月二十二日付の、内務卿大久保利通より三条実美太政大臣あての伺にしたがえば、「昨明治七年四月中上申」し、「上申之節ヨリ引統英國政府及ヒ其他ノ会社法則ヲ参考シ本邦実地ノ形況ヲ斟酌シ一定ノ条例為取調置候」であつたことが判明する。

ここに留意すべきは、内務省における会社条例草案の起稿開始を、同七年四月とする点である。⁽²⁴⁾ さきに、筆者の指摘したことく、司法省御備外人ブスケ(Georges Hilaire Bonquet)が、司法省内でフランス商法講説の会をスタートしたのは、同七年九月のことである。⁽²⁵⁾ とすれば、内務省にかかる立案の着手は、それより数か月も先行していたわけであつて、その先駆的意義は、けつして看過すべきではなからう。

かくて、およそ一年余の編修作業の成果として、内務省は会社条例草案を脱稿し、同八年五月、内務卿より太政大臣へ上申の運びとなつたものであらう。

この明治八年・内務省「会社条例」草案のその後の経緯は、おほ

むね、つぎのとおりである。⁽²⁶⁾

まず、上奏をうけた三条太政大臣は、これをただちに、司法卿大木喬任に回附・諮問したのであった。

別紙内務省伺会社条例施設之儀下問候条意見早々可申出候也

明治八年五月廿七日

司法省へこれを回致したのは、すでに掲記せる同月二十二日の内務卿伺に、「尤モ条例中罰則及ヒ分散等之条款ハ一応司法省へ御下問之上」とみえるためか、とも推測される。

会社条例草案が、司法省にわたつてから約一か年を経た翌九年五月より、司法・内務両省間においては、数度にわたり、これをめぐる交渉がもたれたのであった。左の往復文書は、その間の事情を示して貴重であろう。

両省間の応酬は、まず、司法省の発した質問状によつて開始されたのである。

去ル四月廿八日付ヲ以テ先般御協議及ヒ置候会社条例写一ト先ツ御返却有之候様御掛合及ヒ候末本月八日御還付有之致領承候右ハ最前申進候通ニテ定テ正院ノ御都合ニヨリ更ニ法制局ニ於テ取調相成リ最早当省ニ於テハ関係無之儀ト存シ前段ノ御掛合ニモ及ヒタル訳ニ有之然ルニ本月二日史官ヨリ御下問上答ノ督促有之候ニ付法制局ヨリノ掛合ニヨリ還付ノ次第及回答置候処右ハ全ク法制

局ノ都合ニテ借覽之レアリ候由ニテ本月八日同局ヨリ本書差戻シ来リ候就テハ尚又最前之通及御照会候間至急御意見御申越有之度仍テ別紙会社条例写相添此段申進候也

明治九年五月廿三日

司法大少丞

内務大少丞

御中

右に添えて、「会社条例付箋写」として、二十問の質疑を挙示している。たとえば、

第一付箋 凡例第三項

何故ニ社員ノ姓名ヲ以テ社号ト為ス可カラザルヤ

責任無限会社ニハ合名ノ姓名ヲ用ユルモ妨ケナカルヘシ

第五節見合

第二同 第二条第四節

保証ノ金高ノ事

右保証金ノ事不都合ナルヘシ仏国法ニ従ヒ保証ナキコトニ定

メタキコトナリ外々ノ保証ニ抵触ス可シ

第三同 第三条第七節第五

保証ノ金高

前論ニ明了ナル可シ

第四同 第三条第八節第五

保証ノ金高

同上

のごとくである。

これに対し内務省側は、つぎのような返書をものして、反論した。

御掛合候也

明治九年六月廿三日

司法大少丞

内務大少丞

御中

当省ヨリ正院へ上請致置候会社条例御省へ御下問ニ相成候ニ付右
条例中御意見之廉々先般附箋ヲ以御掛合有之然ニ其節法制局ヨリ
御省へ懸合之儀ニ付一旦及返却置候所今般尚又最前之通当省見込
至急可申越旨御掛合之趣致承知候当省見込別冊之通ニ候間右ニテ

御承知有之度此段回答旁御附箋之原本相添申進候也

明治九年六月十七日

内務大少丞

司法大少丞

御中

これに加えて、提示された質問に対して、逐一、回答をこころみ
ている。

ところが、司法省は納得せず、折返し再論を發して、いう。

正院御下問会社条例中意見ノ廉々先般附箋ヲ以テ及御協議置候処
本月十七日付ニテ簡条書ヲ以テ御回答ノ趣委細致承知候然ハ右簡
条中緊要ノ事件ニテ当省意見相違致シ何分難黙止条件有之仍テ御
回答ノ簡条ヲ拔キ毎条意見ヲ記シ今又別紙ノ通及御協議度此段及

すなわち、内務省の回答内容では、いまだ不承知というわけであ
らう。再答を迫られた同省は、左の文書を草する。

会社条例中御省御意見之廉々先般附箋ヲ以御申越夫々及御答置候
処尚緊要之条々御意見之次第再応御申越致承知候当省見込別紙之
通ニ候間右ニテ御承知有之度此段及御回答候也

明治九年七月五日

内務大少丞

司法大少丞

御中

かくして、両省間の応酬はひとまず終結した。そこには、時の実
力者・大久保利通の率いる内務省と、いわゆる左院の立法作業の専
管が解消して、ふたたび法典編纂事業の本流として主導権を握ぎら
んとする司法省の、なにか確執にも似た対立ムードすら感知させる
ものがあるのではなからうか。

四

さて、司法卿大木喬任から三条実美太政大臣にあて、つぎの一文を添えて、明治八年・内務省「会社条例」草案が答申されたのは、それから間もなくのことであつた。

明治八年五月廿七日付ヲ以御下問相成候内務省伺会社条例ノ儀ニ付意見ノ廉々同省ヘ協議及ヒ候始末別紙ノ通ニ之レアリ就テハ此上宜シク御取捨相成候様致度仍テ別紙協議書写相添此段上答仕候也

明治九年七月廿四日

司法卿大木喬任

三条太政大臣殿

ふたたび太政官に「上答」された会社条例草案は、法制局の審査をうけたものごとく、つまるところ、伝存する左の文書によつて、その結論をうかがうことができよう。

明治十年二月廿日

大臣

法制局

参議

卿輔

別紙中内務省伺会社条例施設ノ儀評量候処商工ノ業進歩スルニ随テ結社營業者ノ増加スルヤ必セリ之ニ因テ一般会社法ヲ制定シテ凡ソ会社タル者ノ權利義務ヲ明ニシ其体裁ヲ定ムルコトノ必用ナル勿論ニシテ今内務省ニ於テ会社条例起草ノ挙アル所以ナリ然ルニ此起草ノ条例ハ社員ノ姓名ヲ以テ社号ト為サンメサル所ノ無名会社ノミニ関シ合名会社差金会社等ノ一般ノ会社ノ条例ニハアラスシテ会社条例中ノ一部ナリ抑結社ノ權利タルヤ人民ノタメ至貴至重ノモノニシテ政府ノカ条例ヲ設ケ其權利ヲ制限シ結社ノ自由權ヲ檢束セントスルニハ尤モ慎重ヲ加ヘサルヘカラス蓋シ法理上ヨリ論スルトキハ凡ソ会社タルモノ、性質種類其權利義務等一般ノ通則ヲ定メ之ヲ創立セントスルニ当テ預メ政府ノ允許ヲ要セス人民相互ノ契約ヲ以テ自由ニ創立シ得ヘキモノト預メ政府ノ允許ヲ得テ創立セシムヘキモノト別ヲ立テ其一般ノ利益保護ノ為メ止ヲ得サルモノ、外ハ成ルヘク丈ケ法令ヲ以テ之ヲ管束セサルヲ要ス之ヲ要スルニ一般ノ会社条例ヲ制定スルコト緊要ニシテ無名会社ノ条例ノミヲ分テ頒布スルハ不可ナリ内務省呈議ノ条例ハ多ク英國ノ法ニ拠リ起草セシモノニシテ頗ル精密ヲ極メ却テ法按ノ体裁ヲ失ヒ一箇ノ著述書ノ体裁ヲ為セリ大政府法ヲ制定セントスルニハ其大綱領ヲ示スニ止リ其細規則等ハ其管轄主任官庁ニ委任シテ便宜ニ応シ更正ヲ容易ナラシムルヲ要ス之ニ因テ試ニ内務省呈議ノ草案ニ脩正ヲ加ヘ簡明ノ法按ト為サントスルニ其條款ノ数多ナル其實際ニ関スル所ノ大ナル二三ノ識能ヲ以テ良ク之ヲ為シ得ヘキニアラス宜シク法学ニ通スル者ト實際ニ明カナル者トノ若

干ノ委員ヲ特選シテ專理委員トシ博ク独仏蘭等ノ法ヲ按シ大修正ヲ加ヘサルヘカラス旁以テ左ノ通御指令相成可然(二)字不明 仰高裁候也

御指令案

伺ノ趣追テ何分ノ沙汰ニ可及事

^(三)法制局の指摘する諸点は、おおむね首肯できるのであるまいか。

すでに前年の同九年九月二十八日——すなわち、大木司法卿から三条太政大臣に対して、会社条例草案が返送された直後である——、「司法省法典編纂ノ議ヲ上ル」なる上申書において、大木は、

夫レ既ニ民法アリ商法ナカルヘカラス而シテ我国ニ於テハ商事ニ

関スルノ規則方法ハ最モ不備ナルヲ以テ頃コロ商法起案ノ掛ヲ命

シ漸ク既ニ緒ニ就ケリ

と述べて、商法典編纂の作業開始を明確に申稟しており、さらに、法制局が右に掲記した文書を作成した同十年には、周知のごとく、西南戦争という武力蜂起による内乱が惹起されたため、立法事業の一部停止という事態を招来した。⁽³⁰⁾

したがって、推想をめぐらすならば、この明治八年・内務省「会社条例」草案は、おそらくは、太政官の手に温存されたまま、うやむやのうちに過去に埋没されてしまったものではあるまいか。それは、まことに惜しむべきことと思量されるが、当時の諸般の状況より推して、また止むをえなかつたのであろう。

とまれ、「当時一般会社法制定ノ議甚タ盛ニシテ」との情況をよ

そに、この会社条例草案は遂に陽の目をみることなく、挫折したのであつた。しかし、その有する先駆的意義は、疑いもなく、たかく頭揚されるべきであり、さらに、新たな今日の視角から、この会社条例草案の内容を吟味・検討する必要性を痛感する。ここに、覆刻・登載をこころみるゆえんである。

(1) 江戸時代における会社制度の先駆的形態については、たとえば、菅野和太郎「日本会社企業発生史の研究」一九頁以下、土屋喬雄「日本株式会社企業の成立・発展」(一)経営論集 第一四集 四頁以下、由井常彦「わが国会社企業の先駆的諸形態」同上・第一〇巻四号一〇九頁以下など参照。

なお、「会社」なる語につき、穂積陳重「統法窓夜話」一三三頁以下参照。

(2) 明治初年における会社制度形成過程の系譜については、たとえば、志田鉦太郎「日本商法論」(第一編・会社・上巻)六頁以下、前掲・菅野「日本会社企業発生史の研究」一一〇頁以下、福島正夫「日本資本主義の発達と私法」(一)法律時報・第二五巻二号五五頁以下、同「財産法——法体制準備期——」日本近代法発達史・第一巻・七四頁以下、越智俊夫「明治前半期の会社設立に関する立法主義」法史学及び法学の諸問題(星野通博士退職記念論集・八八頁以下、三枝一雄「明治商法発達史試論」(一)法律論叢・第四三巻四・五合併号八八頁以下、森泉章「日本資本主義創成期における会社制度の形成」法学・第二二五巻二号六七頁以下、林健久「明治前期の株式会社」社会科学の基本問題・上巻・四二二頁以下など参照。

なお、佐藤義雄「我が国近代立法史初期を飾る差金会社」有限会社に於いて」同志社論叢・第六五号七五頁以下、土屋喬雄「渋沢栄一の我が国

会社企業発達史上における役割」経営論集・第二二集一頁以下参照。

また、「社会経済史学」第三五巻二号は、「明治期における会社企業
の発達」を共通テーマにシンポジウムをこころみた。示唆に富む見解が
すくなくない。また、「明治文化資料叢書」第二巻・経済編・八三頁以
下に収録する、大沢邦太郎「会社流行の結果如何」は、資料的価値を有
する。

(3) 「内務省第一回年報」三三三頁。ただし、「明治前期産業発達史資料」
別冊26)Iに拠る。

(4) 福島正夫「民法起草者の予見と明治百年の法律」(一)法律時報・第三
八巻一―一七三頁。

(5) 前掲・福島「財産法——法体制準備期——」八四頁。

(6) 「農商務卿第四回報告」一〇五頁。ただし、「明治前期産業発達史資
料」第4集(3)に拠る。

(7) 「商法会議局概則」緒言一丁表。ちなみに、同書は明法寮翻訳にか
かる和装木版本であつて、明治七年一月の開板である。

(8) 「農商務卿第二回報告」五五頁。ただし、「明治前期産業発達史資
料」第4集(1)に拠る。

(9) 「農商務卿第三回報告」六一頁。ただし、「明治前期産業発達史資
料」第4集(2)に拠る。

(10) いわゆる三新法の制定については、たとえば、亀井川浩「明治地方
自治制度の成立過程」三五頁以下、同「明治地方制度成立史」三頁以
下、大島太郎「地方制度——法体制準備期——」日本近代法発達史・第
五巻・四九頁以下、山中永之祐「日本近代国家と官僚制」(一)阪大法学
第六四号二頁以下参照。

なお、池田宏「大森鍾一」二八二頁以下所収の「自治制制定之顛末」
参照。

(11) この点に関して、前掲・福島「財産法——法体制準備期——」八一

頁、前掲・越智「明治前半期の会社設立に関する立法主義」九九頁参照。

(12) 「農商務省第六回報告」二二二頁。ただし、「明治前期産業発達史資
料」別冊(17)IIIに拠る。

(13) 「興業意見」については、近時、有泉貞夫「興業意見」の成立」史
学雑誌・第七八編一〇号一頁以下が世におくられ、一期を画するにいた
つた。また、長幸男「ナショナルリズムと『産業』運動」近代日本経済思
想史・第一巻・八五頁以下も見逃せない労作である。

なお、「前田正名関係文書目録」(国立国会図書館憲政資料目録・第七)
参照。

(14) 「明治前期財政経済史料集成」(第二〇巻)六八〇頁に拠る。

(15) たとえば、「興業意見」(巻三)に、

法律ヲ以テ会社ノ契約ヲ規制シ、以テ社員及ヒ債主ヲ保護スルモノ
ナキニヨリ、良民ハ毎ニ其權利ノ枉屈ヲ被リ、奸商黠徒ハ其義務ヲ
遁ル、ヲ以テ、竟ニ人民ヲシテ結社併資ノ營業ニ懲リ、会社ヲ蛇蝎
視セシムルニ至ル。

とみゆ。ただし、「明治前期財政経済史料集成」(第一八巻)八〇頁に拠
る。

(16) 「内務省第一回年報」三二四―三二五頁。ただし、「明治前期産業発
達史資料」別冊26)Iに拠る。

(17) 内務省の成立については、大禮会「内務省史」(第一巻)五五頁以下、
佐藤竺「行政制度——法体制準備期——」日本近代法発達史・第九巻・
六七頁以下参照。

なお、本稿脱稿直後、大禮会「内務省史」(第三巻)の上梓をみたが、
同書・八九七頁以下にかかげる「内務省機構決定の経緯」をめぐる叙述
は、注目に値する。

(18) 明治七年一月九日の各省への太政官達は、つぎのごとくいう。たと
えば、大蔵省へは、「其省中戸籍土木駅通三寮及租税寮中地理勸業ノ事

務内務省へ可引渡此旨相達候事」とし、司法省には、「其省中警保寮内務省へ可引渡此旨相達候事」と下令した。

すなわち、勅業寮は大蔵省から、警保寮は司法省から、それぞれ移管したものである。初代の勅業権頭は河瀬秀治(ただし、頭を欠く)、警保権頭は村田氏寿(ただし、頭を欠く)であった。

(19) 前掲・大蔵会「内務省史」(第一巻 六七頁)

(20) 奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説」(法律時報・第三九巻七号三六頁)

(21) 内務省は、明治七年七月四日達をもつて、諸規則取調掛を新設し、それはただちに、同月三十一日達にて規則草案取調所と改められた。

規則草案取調所規程の第一綱・第一は、「本局ハ省中諸規則条目等新創改正ノ草案ヲ議定シ之ヲ脚ニ呈スルヲ職トス」と定めた。同年十一月十八日、その事務は、同省第一局第二課——武井守正少丞を局長とし、同課は内書記を司る——に属せしめられた。

こえて、同十一年九月二日に、右にかわつて同省に取調局が新置され、同十七年一月二十三日まで存続する。同十一年九月四日の、同省より取調局への達を掲記すれば、左のとおりである。

其局職制及ヒ事務順序別紙之通り仮リニ相定候条此旨相達候事

(別紙)

職制

一 凡ソ諸文書諸廻議書ノ法制規則ニ関スルモノヲ議批ス

一 特ニ内務卿ノ命ヲ受ケテ法制規則又ハ文案等ヲ起草スルコトアルヘシ

一 凡ソ法制規則等其意見ヲ以テ起草スルコトヲ得ル

事務順序

一 凡ソ諸文書諸廻議書ノ法制規則ニ関スルモノ諸局課ヨリ稟議スルトキハ局員中一人ノ主査ヲ定メ総員之ヲ議シ異見ナキトキハ本省一般

明治八年・内務省「会社条例」草案

ノ式ニ依テ捺印シ異見アレハ之レニ批書シテ返致スヘシ

一 其意見ヲ以テ起草スルモノハ勿論特ニ内務卿ノ命ニ依リ起草スルモノト雖モ成案ニ至リ脚輔書記官及ヒ他ノ関涉スヘキ局課ノ稟議ヲ要シ及ヒ之ヲ施行スルハ本省一般ノ式ニ從フヘシ

これら規則草案取調所・取調局の存在は、内務省をめぐる将来の考究に、看過できない意義を有するものではあるまいか。

(22) ちなみに、内務省における戸籍法改正作業の動きについては、向井健「新たな身上証書法律案」法学研究・第三巻一〇号三五頁以下、

同「新たな身上証書法律案」補考」同上・第三巻一〇号五七頁以下、福島正夫「家制度の研究」(資料篇・第三巻) 解題六頁以下参照。

(23) 志田鉦太郎博士の先駆的論者「日本商法典の編纂と其改正」には、この内務省草案に関する記述をみない。

なお、同書は、「志田氏商法要義」(巻之意 九頁以下、「日本商法論」(総論) 六一頁以下、「商法総論」一六頁以下、「日本商法典の編纂と其改正」明治大学創立五十年記念論文集・商学篇・三九三頁以下に収めた論述を、修訂・増補して一本にまとめた著作である。

(24) 箕作麟祥訳「仏蘭西法律書商法」和装木版本・全五冊の開版は、明治三年三月のことである。このことと、同年四月の内務省における起草開始と、はたして関連があつたか否か、疑問を残しておきたい。

(25) 向井健「司法省御備外人ブスケと商法講義」法学研究・第四四巻一 号一〇頁以下参照。

この商法講義を、まとめて一巻の書にしたものが、坊間流布する、ブスケ氏講義・黒川誠一郎口訳「仏国商法講義」なる洋装刊本である。

筆者所蔵本にしたがえば、背表紙に、「仏国五法講義・商法」とあり、扉には、「司法省蔵版・仏国商法講義・明治十一年五月印行」とみゆ。

(26) 早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」に拠る。

(27) いわゆる大久保政権について、たとえば、石塚裕道「大久保政権の

成立と構造」東京都立大学創立一〇周年記念論文集・人文篇・一七七頁以下参照。

なお、中島昭三「大久保利通と内務省の創設」国学院法学・第六卷三号一九八頁以下参照。

(28) 立法事業の左院専管について、向井健「明治初年における民事訴訟法典の編纂」綜合法学・第六卷八号四頁以下、一三頁以下参照。

もつとも、左院専管の実態については、将来、再検討の必要を痛感している。他日を期したい。

(29) 明治十年十一月出版の「官員録」にしたがえば、当時の法制局の主要スタッフは左のとおりである。

伊藤博文・井上毅・尾崎三良・松田道之・吉原重俊・小沢武雄・原田一道・林清康・九鬼隆一・鶴田皓・古沢滋・小森沢長政・牟田口通照・渡正元・村田保・桜井能監・静間健介・山崎直胤・股野琢・田口憲・小野梓・末松謙澄・広瀬進一・大森鍾一、等々。

ちなみに、法制局は、同八年七月三日、「正院中法制課被廢法制局被置候条此旨相達候事」という太政官達によつて新設され、同局章程は、「法制局ハ正院ノ下命ヲ受ケ法制ヲ起草修正スルノ所トス」として、以下六か条を定めた。同十一年(月日闕)の「法制局職務規則」は注目を要する。

なお、同局の主事職制と尾崎三良について、前掲・向井「新たな身上証書法律案」補考一六〇頁以下参照。

(30) 志田博士は、「商法典の編纂は明治九年に既に大木司法卿に依つて提唱せられ政府の方針は一定して居つたのである。然しながら明治十年の西南戦役は一時此種の立法事業を中止するの已むを得ざるに至らしめたけれども戦役も二月に始まり九月に平定したので、一方に戦役の善後策遂行と共に他方では立法事業も進捗し始めたところ、商法典全部の編纂は大事業なれば先づ応急的に其一部たる会社法や海商法を単行法とし

て制定する方針に改めたのである」(前掲・志田「日本商法典の編纂と其改正」七七八頁)と説かれる。

(31) 元老院関係の二・三の資料を披見するも、この会社条例草案が、元老院の審議を経た痕跡は見出しえない。

(32) 明治財政史編纂会「明治財政史」(第二卷)五八六頁。

後記 早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」の閲覧については、同大学法学部・中村吉三郎博士の懇切なる高配をうけた。ここに記して、謝意を表したい。

凡 例

- (一) 覆刻の底本としたるは、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」である。ただし、紙幅その他の都合により、「附録」と「会社成規」は割愛した。
- (二) 覆刻は、なるべく原本の体裁を保つことにとつとめたが、印刷の便宜から、一部、字体を改めたものもある。
- (三) 判読不能の箇所は、(一字不明)と附記した。

会 社 条 例

此条例ハ日本帝国中銀行並株式取引所等ノ如キ他ノ主管ノ条例(已定未定ニ拘ハラズ)ヲ遵奉シ又ハ特別ノ免許ヲ得テ創立スベキ各会社ヲ除クノ外工商及び其他各業ノ会社ヲ創立シ之ヲ保統シ或ハ之ヲ閉鎖スル等ニ適用ス可キガ為メ明治八年 月 日日本帝国政府ニ於テ之ヲ制定スルモノナリ

凡例

凡ソ会社ハ其目途端正善良ナラザルヲ得ズ故ニ其事賭博ニ類シ或ハ風俗ヲ乱リ或ハ世人ヲ誘惑スル等都テ有害無益ノ職業ト視做ス可キモノハ決シテ開業ノ免許ヲ付与スルコト無カル可シ

明治八年 月 日ヨリ以後他ノ条例ニ依ラズ又ハ特別ノ免許ヲ得ルニ非ズシテ五人以上合體シ会社ヲ創立セント欲スルモノハ總テ此条例ヲ遵奉セザル可カラズ

此条例ヲ遵奉ス可キ所ノ会社ハ社員ノ姓名ヲ以テ社号ト為ス可カラズ又社員ノ權利ハ其所出ノ金高ニ応スルニ非サレハ決シテ差等ヲ立ツ可カラズ

会社ノ發起人五人以下タリトモ社員十名ニ充ツル時ハ此条例ヲ遵奉セザル可カラズ

会社他ノ職業ヲ本體ト為ストイヘトモ旁ラ保險及ビ其余世人ノ委託ヲ引受ク可キ職業ヲ兼ヌルモノハ總テ之ヲ保險或ハ委託引受ノ会社ト承認ス可シ

此条例ヲ遵奉シテ免許ヲ受ケタル会社ハ之ヲ官許某会社ト稱ス可シ

第一条 創立方法ノ大綱ヲ明カニス

第一節 此条例ヲ奉シテ会社ヲ創立セント欲スルモノハ下ニ掲クル

第二第三第四第七條ノ旨趣ニ遵ヒ会社ノ體裁責任ノ目途ヲ定メ社員一同ヲ束制ス可キ盟約及ビ規則ヲ取極メ以テ創立證書会社定款ヲ編製シテ之ヲ地方官ニ差出シ内務卿ノ免許ヲ請フ可シ

第二条 会社ノ體裁責任ノ區別ヲ明カニス

第二節 会社創立ノ初ニ當リ其資本ノ金高ヲ定メ之ヲ株式ニ分割シ

テ一株ノ金高ヲ取極ムルモノハ之ヲ定額会社ト稱ス可シ又資本ノ金高并株金高ヲ定メズシテ唯入社ノ人員ヲ限リ其各人ノ意ニ任セテ入金セシムルモノハ之ヲ不定額会社ト稱ス可シ

第三節 又会社ノ責任ヲ區別シテ会社ヲ有限無限ノ二種ニ分ツ即左ノ如シ

保証有限会社

責任無限会社

第四節 保証有限会社以下之ヲ有限会社ト稱スハ定額不定額ニ拘ハラズ其株金高

定額会社ニ係 入金高不定額会社ニ係ノ外会社閉鎖ノ時ニ當リ会社ニ屬スル負債及鎖店ノ費用ヲ弁償ス可キカ為メ兼テ保証ノ金高ヲ約定シ

置キ之ヲ社員ノ負担ス可キ責任ノ限トス可シ但保証ノ金高ハ發起人ノ議定ニ任スト雖トモ株金高入金高ノ半数以下タルヲ得ズ又保

險及ビ其余世人ノ委託ヲ受ケ信任ヲ主トシテ營ム可キ業體ノ会社ハ必ス倍数以上タル可シ

第五節 責任無限会社以下之ヲ無限会社ト稱スハ定額不定額ニ拘ハラズ其社員ハ

会社閉鎖ノ時ニ當リ負債及ビ鎖店ノ費用ヲ併セテ之ヲ負担シ各自ノ身代分散ニ至ルトイヘトモ尚其責任ヲ免レサルモノトス

第三条 創立證書ニ掲載スベキ条件及ビ之ヲ變更スルノ定期ヲ明カニス

第六節 創立證書トハ会社ヲ創立スルニ付綱領ノ条件及ビ社中ノ約

束ヲ明記シ總社員ヲシテ必ス之ヲ遵守実践セシム可キ旨ヲ政府ヘ對シ保証シテ以テ其開業ヲ請願スルモノナリ但此證書ハ下ノ第七

節ヨリ第十節迄ノ旨趣ヲ奉シ成規ノ書例ニ照シテ編製ス可シ

第七節 有限定額会社ハ右創立証書ニ左ノ条件ヲ掲載ス可シ

第一 創立セント欲スル所ノ会社ノ名称并ニ其名称ノ上ニ有限ノ二字

第二 会社ノ本店ヲ設立ス可キ所ノ府県ノ名及ビ地名番号

第三 会社ヲ創立スル目的

第四 資本ノ見込高及ビ分割シタル株数并ニ一株ノ金高

第五 各社員ハ株金高ニ応シ別ニ保証ノ金高ヲ約定シ会社閉鎖

ノ事起ル時ハ会社ニ属スル負債ノ高并ニ鎖店ノ費用ヲ弁償セ

ンカ為メ会社現存資産ノ外右保証ノ金高ヲ超エザル迄ハ入金

セシム可シ若社員退社ノ後一年間ニ会社閉鎖スル時ハ其在社

中ニ係リタル会社ノ負債及ビ鎖店ノ費用ハ之ヲ担任セシムル

コト現在ノ社員ト同様タル可キ旨

但此証書ノ記名人ハ必ス一株以上ヲ所持スルヲ要ス而シテ

其所有スル株数ハ之ヲ姓名ノ上ニ掲ク可シ

第八節

有限不定額会社ノ創立証書ニ掲載ス可キ条件ハ左ノ通タル可シ

第一第二第三 前節ト同シ

第四 入社セシム可キ見込ノ人員

第五 各社員ハ入金ノ高ニ応シ別ニ保証ノ割合ヲ約定シ会社閉

鎖ノ事起ル時ハ会社ニ属スル負債ノ高并ニ鎖店ノ費用ヲ弁償

センガ為メ会社現存資産ノ外右割合ノ金高ヲ起エザル迄ハ入金セシム可シ若社員退社ノ後一年間ニ会社閉鎖スル時ハ其在

社中ニ係リタル会社ノ負債及ビ鎖店ノ費用ハ之ヲ担任セシムルコト現在ノ社員ト同様タル可キ旨

但此証書ノ記名人ハ其入金高ヲ姓名ノ上ニ掲ク可シ

第九節 有限定額会社ノ創立証書ニハ左ノ条件ヲ掲載ス可シ

第一 創立セント欲スル所ノ会社ノ名称

第二 会社ノ本店ヲ設立ス可キ所ノ府県ノ名及ビ地名番号

第三 会社ヲ創立スル目的

第四 資本ノ見込高及ビ分割シタル株数并ニ一株ノ金高

第五 各社員ハ無限ノ責任ヲ担任ス可シ若シ社員退社ノ後一年

間ニ会社閉鎖スル時ハ其在社中ニ係リタル会社ノ負債及ビ鎖

店ノ費用ハ之ヲ担任セシムルコト現在ノ社員ト同様タル可キ旨

但此証書ノ記名人ハ必ス一株以上ヲ所有スルヲ要ス而シテ

其所有スル株数ハ之ヲ姓名ノ上ニ掲ク可シ

第十節 無限不定額会社ノ創立証書ニ掲載ス可キ条件ハ左ノ通タル可シ

第一第二第三 前節ト同シ

第四 入社セシム可キ見込ノ人員

第五 前節ト同シ

但此証書ノ記名人ハ其入金高ヲ姓名ノ上ニ掲ク可シ

第十一節 創立証書ニ掲ケタル条件ハ会社ニ於テ特別集議第七十六

ト照ス可シノ方法ニ抛リテ決定シ其事柄ニ応シ請願又ハ記録ノ手続第七十七

ヲ経ルニ非サレハ之ヲ変更スルヲ得ザル可シ

第四條 会社定款ノ主意及ビ其取調方ノ事ヲ明カニス

第十二節 会社定款ハ創立証書ノ記名人ニ於テ便宜トシテ決定シタル会社要領ノ規則ヲ成規ノ書例標ニ倣ヒ編製セシモノヲ云フ

第十三節 右会社定款ハ此條例ノ旨趣ニ戻ラザルニ於テハ成規書例標中ノ箇条ヲ取捨シ或ハ之ヲ増加スル等總テ創立証書ノ記名人ノ決定ニ任カス可シ

第十四節 此條例ヲ奉シタル会社ハ定額不定額ニ拘ハラズ其株券或ハ入金証券ヲ發行スルノ權利ヲ付与スルモノト雖モ若シ創立証書ノ記名人等之ヲ世上ニ公売スルヲ欲セザル時ハ其約定規則ヲ会社定款中ニ掲ケ置ク可シ

第十五節 此條例ヲ奉シタル会社ハ其業務ヲ永世ニ保続スルヲ得ルトイヘトモ若シ預メ解散ノ期限ヲ定ムルモノハ之ヲ会社定款中ニ掲載ス可シ

第五條 創立証書及ビ会社定款記録簿ノ効用ヲ明カニス

第十六節 此條例ヲ履行シテ内務卿ノ承認ヲ得内務省ノ記録ニ入りシ創立証書及ビ会社定款ハ本國中何レノ地ニ於テモ充分ノ憑証ト(一字不明)ナリ 後其会社ニ於テ社員ト約束スルコト恰モ各社員自ラ之ニ記名調印セシト同様ニテ其社員ハ勿論其相続人後見人等總テ其跡式ヲ引受ケタルモノハ右約束ヲ遵守ス可キモノト視做ス可シ

第六條 發起人ノ責任ヲ明カニス

第十七節 創立証書ニ記名シタル人々ヲ發起人ト称ス定額会社ニ於テハ其發起人総員ニテ必資本高四分一以上ノ株數ヲ所有ス可ク又不定額会社ニ於テハ其發起人総員ノ入金高凡ソ見込資本高ノ四分

一ニ充タザレハ開業ノ免許ヲ受クルヲ得ス但不定額会社ハ創立請願ノ時ニ當リ開業ノ目論見大略書ヲ差出シ之ニ凡見込資本高ヲ記載シ右四分一ノ割合ヲ証明ス可シ

第十八節 發起人ハ創立ノ事ヲ周旋シテ開業免許ヲ受クルノ日迄之ニ就キ生ジタル諸費用ハ一切是ヲ負担スルヲ当然トス

第十九節 若シ会社創立ノ事行ハレスシテ開業免許ヲ受ケ得ザル時ハ發起人タル者兼テ入社ヲ約セシ人ヨリ預リ置キシ金高アルトモ之ヲ其儘返弁シテ少許ノ費用モ之ヨリ引去ルコトヲ得サル可シ

第二十節 發起人ハ免許狀ヲ受ケサル以前ノ諸費用ヲ明細ニ簿記シ入社人ノ檢閱ニ供シ其承諾ヲ得タル上ハ之ヲ社員一同ニ配當シ弁償セシム可キ約定ヲ為スコトヲ得可シ

第二十一節 会社開業以前發起人ニテ取引セシ諸約定ハ其後入社セシ社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ会社ニテ其實ニ任ス可カラス

第二十二節 凡ソ入社ヲ許ス所ノ人々ニハ創立証書及ビ会社定款ノ写其他開業ノ目論見書或ハ費用ノ計算帳等ヲ逐一差示シ其承諾ヲ証トシテ記名調印セシム可シ若シ其承諾ノ証ナクシテ其事ヨリ他日違論ヲ生スルコトアラハ其社員ハ株金ヲ其儘引取り退社スルコトヲ得可ク若シ其社員損害ヲ蒙ルコトアラハ之ヲ發起人ヨリ弁償セシム可シ

第二十三節 開業ノ目論見書ハ会社ノ目的及ビ其情実ヲ明示スルモノニテ人々之ヲ信抛トシテ入社ヲ約スルコト当然タレハ若シ此書中奸偽アリテ社員損害ヲ蒙ル時ハ之ヲ發起人ヨリ弁償セシム可キハ勿論其事柄ニ依リテハ法律ニ照シテ処断ス可シ

第七條 創立請願及免許ノ順序ヲ明カニス

第二十四節 發起人ハ創立証書及ヒ会社定款ノ各通第百七十條第百七十二條ト照ス可シ

(不定額会社ニテハ目論見大略書トモ) 毎ニ記名調印シ会社ノ本

店ヲ取立ツ可キ地方ノ区戸長ニ奥書調印ヲ乞ヒ受ケ之ヲ其地方官

庁ヘ差出ス可シ地方官ハ發起人ノ身元行狀ヲ搜索シ其目的ノ利害

障礙ノ有無ヲ參酌シ之ヲ相当ト思考スレハ意見書ヲ添ヘテ内務卿

ニ送進ス可シ

第二十五節 内務卿右会社ノ創立ヲ承認スル時ハ其創立証書及ヒ会

社定款ヲ内務省ノ記録ニ載セシメ其記録簿ノ印章アル証書定款ノ

写ト共ニ開業免狀ヲ其地方官ニ達シ請願人ニ交付セシム可シ

第八條 開業免狀ノ効用ヲ明カニス

第二十六節 前条ノ手續ヲ履行シテ開業免狀ヲ得タル後此会社ノ社

員録ニ記名調印スル人々ハ創立証書及ヒ会社定款ノ約定ヲ奉シ共

同一体ト為リテ其業務ヲ営ミ社名ヲ以テ動産不動産ヲ所有スルコ

トヲ得可ク又此会社ニ其役人ノ姓名ヲ以テ総社員ニ代リ原告又ハ

被告トナリテ公裁ヲ仰クノ權ヲ有スルモノトス

第九條 創立証書及ヒ会社定款ノ写本配達ノ事ヲ明カニス

第二十七節 創立証書及ヒ会社定款ハ内務省ノ記録ニ入り其印章ヲ

受ケン後ハ会社ヨリ其写本一部宛テ各社員ヘ配達シ其後入社スル

所ノ人々ニモ同様配達ス可シ若会社ニ於テ記録簿ノ証書定款ヲ

請取リシ日又ハ入社約定ノ日ヨリ事故ナクシテ三十日間ニ之ヲ配

達セサル時ハ其後ノ怠慢時間一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ取立ツ可

シ

第十條 会社名稱ノ禁令并ニ改稱ノ事ヲ明カニス

第二十八節 会社ハ諸官省寮司及ヒ在来ノ会社ト同名又ハ之ニ紛ラ

ハシキ類似ノ名稱ヲ以テ免許ヲ請フ可カラズ若同名又ハ類似ノ名

稱アレハ其新立ノ会社ニ命シテ改名セシム可シ但在来ノ会社已ニ

解散ノ期ニ至リ其承諾ヲ受ケ得タル確証アルモノハ此限ニ在ラズ

第二十九節 会社ハ特別ノ議定第七十六條第七十七條第七十八條ト照ス可シニ依リ其名稱ヲ改ム

ルコトヲ得可シ但右決議書ノ写ハ之ヲ其地方官ニ差出シ内務省ノ

記録ヲ請フ可シ若其差出シ方ヲ怠ル時ハ第七十九節ノ罰例ニ從フ

可シ

第三十節 右改稱ニ就テハ決シテ会社ノ權利ヲ變更スルコト無カル

可シ

第三十一條 外國人民ノ制限ヲ明カニス

第三十一節 外國人ハ日本政府ニ對シ会社創立ヲ請願ス可カラス又

日本人民ノ会社ニ加入シテ社員ト為ルヲ得ス

第十二條 金券及ヒ通用手形ヲ發行ス可カラザルノ禁令ヲ明カニ

ス

第三十二節 此條例ヲ奉シタル会社ハ株券發行ノ外金券並ニ通用手

形ヲ發行スルノ權利ナシトス若シ之ヲ犯ス時ハ法律ニ照シテ処斷

ス可シ但日本政府ヨリ特典ヲ与フルモノハ此限ニアラス

第十三條 本店ニ書記局ヲ設ク可キ事ヲ明カニス

第三十三節 会社ハ必ス本店ニ書記局ヲ設ケ置キ此局ニ於テ各官庁

及ヒ社員債主等ヘノ諸報告又ハ往復ノ信書ヲ担当管理セシム可シ

若此局ヲ設ケズシテ營業スル時ハ其營業ノ初日ヨリ此局ヲ設ケザ

ル時間一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第十四条 掲標ノ定規ヲ明カニス

第三十四節 凡テ会社ハ開業ノ日ヨリ其店ノ外面見易キ場所ニ於テ

明瞭ノ文字ヲ用ヒ其社名ヲ揭示ス可シ但有限会社ニ於テハ其社名ノ上ニ必ス有限ノ二字ヲ加フ可シ若之ヲ加ヘサル時ハ其加ヘザル時間一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第十五条 社印文字ノ定規及ヒ社印ノ効用ヲ明カニス

第三十五節 凡ソ社印ハ明瞭ノ文字ヲ用ヒ地名及ヒ社号ヲ彫刻ス可シ但有限会社ハ其社名ノ上ニ必ス有限ノ二字ヲ加フ可シ

第三十六節 会社ノ頭取及ビ其他ノ役人ニ於テ若公文報告証券約定書類ニ其社印ヲ捺セザルカ又ハ社則ニ違ヒ他ノ印章ヲ用フルカ或

ハ之ニ社名ヲ記セスシテ發行セシ時ハ其事情ニ依リ会社或ハ頭取又ハ取扱ヒシ本人ヨリ五十円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ且其証券約定ノ金高ヲ其持主ヨリ請求スル時ハ之ヲ会社ヨリ払ハザレバ頭取又ハ發行シタル本人ヨリ弁償セシム可シ

第三十七節 会社ハ其社印ヲ捺シタル委任状ヲ以テ代理人ヲ命シ国内ハ勿論日本ト条約済ノ各國ニ於テ証券及ヒ約定書類ヲ發行セシムルヲ得可シ但其代理人ノ記名調印セル証券類ハ其社印ヲ捺シタル証券ト一樣ニ視做スベシ

第十六条 印鑑上達ノ事ヲ明ラカニス

第三十八節 此条例ヲ奉シタル会社ハ開業前ニ其社ノ印鑑ヲ地方官

ヘ差出シ置キ營業中改刻ノ度毎ニ同様之ヲ差出ス可シ但地方官ハ之ヲ内務卿ニ送通ス可シ

第三十九節 右会社ノ印鑑ヲ開業又ハ改刻ノ時ヨリ十日以内ニ地方官ヘ差出ササル時ハ右期限後ノ怠慢時間一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第十七条 会社役人及ヒ付屬者ノ事ヲ明ラカニス

第四十節 凡ソ会社ハ頭取副頭取支配人書記方勘定方帳簿方手代等ノ外取締役検査役肝取及ヒ其他ノ名義ヲ以テ其便宜ニ從ヒ相當ノ役人ヲ命スルヲ得可シ而シテ頭取副頭取ハ必社員中ヨリ撰任シ一名又ハ数名ニテモ妨ケナントス但其頭取副頭取支配人取締役検査役肝取等重立タル役人ノ權限及ヒ処務ノ定規ハ之ヲ会社定款中ニ掲載シ其以下役人ノ職制等ハ社中申合規則ニ記載ス可シ

第四十一節 会社ハ營業ノ模様ニ依リ社中或ハ社外ヨリ仲買手代或ハ請負等其他何等ノ名目ニテモ相當ノ約定ヲ以テ之ヲ取極メ本社ニ付屬セシムルコト勝手タル可シ

第四十二節 会社ハ社員ノ集議ヲ以テ仲買其他ノ名目ノ者ヨリ相當ノ証拠金抵当物ヲ預リ或ハ過怠金弁償金等ヲ取立ツ可キ規則ヲ設クルコトヲ得可シ

第十八条 株式並ニ入金高ヲ授受売買スルノ定則ヲ明カニス

第四十三節 此条例ヲ奉シタル会社ノ社員其社則ニ戻ラザルニ於テハ其所持ノ株式又ハ入金高ヲ授受売買スルコト勝手タル可シ但定額会社ハ一株毎ニ株券或規四票ヲ作り每券ニ番号ヲ付シ不定額会社ハ入金一口毎ニ証券或規四票ヲ作り每券ニ番号ヲ付スベシ

第四十四節 社員其所持ノ株式又ハ入金高ヲ授受売買スル時ハ必ス会社ノ頭取支配人ノ承諾ヲ受ク可シ若之ヲ受ケズシテ授受売買ス

ルモ社員録ノ姓名ヲ書改メザル間ハ総テ故ノ記名人ヲ以テ現在ノ社員ト視做ス可シ

第四十五節 会社ニ負債アル社員其所持ノ株式又ハ入金高ヲ授受売買セントスル時ハ頭取支配人之ヲ拒ムノ權アル可シ但譲受人又ハ買主ヨリ之ヲ担当スヘキ旨ヲ約諾シ其確証ヲ立ツルモノハ例外タル可シ

第四十六節 社員死亡ノ故ヲ以テ其株式又ハ入金高ノ譲リ渡シヲ取扱フ所ノ代理人ハ仮令社外ノ者タリトモ其取扱中ハ社員同様ニ視做シテ妨ゲナカル可シ

第十九條 社員録ハ登記方及ヒ其効用制限ヲ明カニス

第四十七節 会社ハ社員録ヲ作り左ノ件々ヲ記載ス可シ

第一 (定額会社ニテハ) 各社員ノ姓名住所職業及ヒ其所持ノ株數番号並ニ株金已納未納ノ内訳
(不定額会社ニテハ) 各社員ノ姓名住所職業及ヒ其入金高番
号

第二 各員入社ノ年月日

第三 各員退社ノ年月日

第四十八節 發起人ハ其会社ノ社員タルコト当然タレバ其姓名ヲ社員録ニ記入シ之ニ調印スヘキハ勿論其後入社ヲ約シテ其姓名ヲ社員録ニ記入シ調印セシモノハ總テ之ヲ社員ト視做ス可シ

第四十九節 社員録ニ記名スル所ノ人々ハ其身分ニ制限ナシト雖ト

モ其会社ノ事務ヲ管理スル官員ハ社員トナルヲ許サス

第五十節 若会社ニ於テ充分ノ事故ナクシテ漫ニ社員録ノ姓名ヲ除

キ或ハ入社ヲ承諾セザル者ノ姓名ヲ記入シ或ハ退社セシモノノ姓名ヲ取消サズ或ハ其取消ヲ格外ニ延引セシ等ノ事アリテ夫レガ為メ損害ヲ蒙ル者アル時ハ其損失ヲ会社或ハ頭取又ハ之ヲ取扱ヒシ本人ヨリ弁償セシメ更ニ五十円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第五十一節 右処分ノ後ハ会社ニ於テ速ニ社員録ヲ改正シ社員表成規(標)トヲ作り二十日以内ニ之ヲ地方官ニ差出ス可シ若此期ヲ怠ル時ハ其怠慢時間一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第二十條 社員表毎年上達ノ事ヲ明カニス

第五十二節 此条例ヲ奉シタル会社ハ毎年度總集會ノ後二十日以内ニ会社ノ社員表成規(標)ト及ヒ資本計算書成規(標)トヲ作り其地方官ニ差出ス可シ地方官ハ之ヲ内務卿ニ送通ス可シ但此社員表及ヒ計算書ニテ左ノ件々ヲ詳明ニ示サンヲ要ス

第一 (定額会社ニテハ) 資本ノ書上高創立證書ニ記載セ及ヒ株數并ニ現在發行済ノ株數金高又其已納未納ノ内訳
(不定額会社ニテハ) 社員ノ書上數創立證書ニ記載セ并ニ現在ノ人員及ヒ入金高

第二 (定額会社ニテハ) 現在ノ社員及ヒ前年ノ社員表上達以來退社セシ者ノ姓名住所職業并ニ其所持ノ株數

(不定額会社ニテハ) 現在ノ社員及ヒ前年ノ社員表上達以來退社セシモノノ姓名住所職業并ニ其入金高

第三 (定額会社ニテハ) 前年ノ社員表上達以來没収セシ株數及ヒ其者ノ姓名

(不定額会社ニテハ) 前年ノ社員表上達以來没収セシ金高及

ヒ其者ノ姓名

第五十三節 前節ノ社員表ヲ右期日内ニ差出サザル時ハ其怠慢時間

一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第二十一条 資本高ヲ増加シ及ビ株金高ヲ變更スルノ定則ヲ明カ

ニス

第五十四節

此条例ヲ奉シタル定額会社ニ於テ特別ノ議定第七十六第七十七第七十八節トニ依リテハ其資本高ヲ増加シ又ハ在来ノ株金高ヲ合セ更ニ

大高ノ株式ニ為スヲ得可シ又不定額会社ニ於テモ特別ノ議定ニ依

リ社員ノ數ヲ増加スルヲ得可シ但其決議書ノ写及ヒ仕訳書ハ之ヲ

地方官ニ差出シ内務省ノ記録ヲ請フ可シ若其差出方ヲ怠ルトキハ

第七十九節ノ罰例ニ從フ可シ

第五十五節 有限会社ニ於テ資本高ヲ増加セシ時ハ其保証ノ金高モ

亦資本高ノ割合ニ随ツテ増加スル事当然タリ

第二十二條 資本高ヲ減縮スルノ定則ヲ明カニス

第五十六節 会社ハ定額不定額ニ拘ハラズ特別ノ議定第七十六第七十七第七十八節トニ依リ其資本高ヲ減縮セント欲スル時ハ其減縮ス可キ因由ヲ詳

記シ頭取之ニ記名調印シ別ニ決議書ノ写并ニ減縮ス可キ資本高株

金高各員入金高等ノ仕訳書ヲ添ヘテ地方官ニ請願ス可シ

第五十七節 会社資本減縮ヲ請願スル時ハ其願書ヲ差出セシ日ヨリ

免状ヲ受クルノ日迄其店ノ外面掲標第十四條トノ下ニ資本減縮願中

ノ趣ヲ張出シ置ク可シ若其張出ヲ怠ル時ハ其怠慢時間一日毎ニ五

円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第五十八節 地方官右願書ヲ請取リシ時ハ会社ニ命シ其資本高ヲ減

縮スルニ就キ若異論アル者ハ或ル一定ノ期日(報告書ノ日付ヨリ

三ヶ月以外ナル可シ)迄ニ当会社ニ申出ツ可キ旨ヲ各債主ニ報告

セシム可シ

第五十九節 右期日ヲ過キテ債主異論ノ者無キカ或ハ異論アル共

社ニテ其債主ヲ満足セシムルノ所置ヲ為セシ上決シテ異論者無キ

旨ヲ其会社ヨリ保証セシ時ハ地方官其会社ノ差出書ヲ添ヘテ其次

第ヲ内務卿ニ上申ス可シ

第六十節 内務卿ハ右上申ノ可否ヲ裁定シ其免許ス可キモノハ内務

省ノ記録ニ載セシメ常例ノ手續ヲ以テ其免状ヲ交付ス可シ

第六十一節 内務省ノ記録ヲ受ケタル仕訳書ノ写ハ其地方及ビ都府

ノ新聞紙ニ載セ又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ世上ニ公告ス可シ

第六十二節 会社若シ債主ヲ満足セシムルコト能ハスシテ債主ヨリ

告訴セシ時ハ裁判所又ハ地方官ニ於テ会社ノ社員ニ命シ其異論ノ

債主ヨリ引負フタル金高ヲ更ニ会社ニ入金セシメ以テ之ヲ弁償セ

シム可シ但有限会社ニ於テ此弁償ノ為メ入金ス可キ所ノ金高其保

障ノ金高ニ超ユル時ハ直ニ鎖店ノ命令ヲ下ス可シ

第六十三節 裁判所又ハ地方官ニ於テ会社其債主ヲ満足セシムルコ

ト能ハザルノ確証ヲ見出ス時ハ直ニ官命ヲ以テ鎖店セシムルコト

アル可シ

第六十四節 会社資本減縮ノ免許ヲ得ズシテ其事ヲ行ヒ或ハ其負債

高ヲ詐リ或ハ債主ノ姓名ヲ隠シ又ハ其他奸曲ノ所行アルトキハ法

律ニ照シテ処分ス可シ

第六十五節 定額会社ニ於テ資本高ヲ減縮スルニハ在来ノ株高ヲ更

ニ小高ニ改ムルトモ或ハ株數ヲ減スルトモ總テ其社員ノ議定ニ任カス可シ又不定額会社ニ於テハ各員ノ入金高ヨリ相当ノ割合ヲ以テ之ヲ引去ルトモ或ハ社員ノ數ヲ減スルトモ亦總テ社員ノ議定ニ從フ可シ

第六十六節 有限会社其資本高ヲ減縮セシ時ハ其保証ノ金高モ亦資本高ノ割合ニ隨フテ之ヲ減縮スルヲ得可シ

第二十三条 社員納金滞リニ就キ処分ノ定則ヲ明カニス

第六十七節 創立証書及ヒ会社定款ニ基キテ社員ヨリ会社ニ納ム可キ一切ノ金子ハ總テ社員ノ負債ト視做ス可シ

第六十八節 社員若前節ニ從テ会社ノ要スル集金ヲ納メズシテ二度以上ノ期約ヲ違フ時ハ会社ニ於テ本人ヘ告知ノ上其株金高又ハ入金高ヲ没取スルノ權アル可シ

第六十九節 社員入金滞リナハ集議ニ當リ發言ノ權利ヲ有セシム可カラス

第二十四条 社員責任ノ制限ヲ明カニス

第七十節 此條例ヲ奉シタル所ノ会社閉鎖スルニ當リテハ其社員ハ現員現在ノ社員、旧員退社セシ社員共創立証書ノ約束ニ從ヒ会社ノ負債及ヒ鎖店ノ費用ヲ弁償セシカガメ有限無限ノ責任第三第四節ヲ担当シ会社ノ要求ニ応シテ入金セザル可カラス此入金以下之ヲ割賦金ト稱スニ就キテノ制限ハ左ノ如シ

第一 社員ニシテ会社閉鎖ト決セシ時ヨリ滿一ケ年以前ニ退社セシ者ハ創立証書ニ約定セシ保証ノ責任ヲ免カル可キモノト

ス

第二 退社ノ後滿一ケ年ニ至ラズシテ会社閉鎖ノ事ヲ決セシ時其旧員タルモノノ責任ハ其退社ノ後会社ニテ負フタル債額ニ關係スルコト無カル可シ

第三 右旧員ハ裁判所又ハ地方官ニ於テ現員ヨリ弁償ス可キ金高ノミニテハ尚会社ノ負債ヲ皆済シ得サルヲ認メ之ニ指令スルニ非サレハ其割賦金ヲ払フニ及パス

第四 有限額会社ニ於テ若株金未納高アル時ハ即チ会社資産中ノ一部ト視做シ割賦金ノ外ニ之ヲ納メシムルコト当然タル可シ

第五 有限会社ニ於テハ旧員現員ニ拘ハラズ差出サシムル割賦金ハ創立証書ニ於テ約定シタル保証ノ金高ニ超ユ可カラス

第六 創立証書ニ記載セル約定ノ外ニテ各社員ヨリ会社ニ對シ保障シタル諸約ハ總テ此條ノ例外ト視做ス可シ

第七 会社ヨリ社員ノ名義ニ對シ割渡ス可キ配当金等ハ固ヨリ社外債主ノ借財ヲ皆済セシ上ニ非ラザレハ払ヒ出スヲ得可カラス又割賦金ト差引勘定ヲ為ス可カラス

第二十五条 有限会社ニ於テ頭取支配人等ノ責任ヲ無限ニ定メ得ルノ權利及ビ其制限ヲ明カニス

第七十一節 此條例ヲ奉シテ有限会社ヲ創立スルニ當リ發起人ノ協議ニ依リテハ頭取及ヒ支配人(社員中ヨリ撰拔シタルモノ)等ニ無限ノ責任ヲ負ハシム可キ約定ヲ為スコトヲ得可シ但其約定ハ創立証書ニ之ヲ掲載ス可シ

第七十二節 前節ノ会社ニ於テ頭取支配人等ヲ撰擧スル時ハ右申渡

書ノ内ニ其責任無限タル可キ旨ヲ明記ス可シ

第七十三節 前節ノ会社閉鎖スルニ當リ頭取支配人等ヲシテ無限ノ責任ヲ負ハシムルノ制限ハ左ノ如シ

第一 此頭取支配人等ハ会社閉鎖ノ時ニ當リ無限会社ノ社員ト同様ノ責任ヲ負フ可シ

第二 会社閉鎖ト決セシ時ヨリ前滿一ケ年以内ニ退任セシ頭取支配人等ハ其在任中ニ係リタル会社ノ負債ニ就キ無限ノ責任ヲ負ハザルヲ得ス但退任後ノ負債及ビ鎖店ノ費用ニ係ル責任ハ尋常ノ社員ト一樣ノ制限ニ從フ可シ

第三 会社ノ閉鎖前滿一ケ年以外ニ退任セシ頭取支配人等ハ總テ尋常ノ社員ト一樣ノ制限ニ從フ可シ

第四 頭取支配人等ノ責任ハ其無限タル趣ヲ創立證書ニ掲クルトモ会社閉鎖ノ時ニ當リ裁判所又ハ地方官ニ於テ其在任中ノ所行ヲ審察シ条理適當トシテ更ニ命令ヲ下スニ非ザレバ尋常ノ社員ト一樣ノ制限ヲ超ユ可カラス

第二十六條 社員集議ノ諸則ヲ明カニス

第七十四節 総社員ノ定式集會ハ毎年一度又ハ一度以上例日ヲ定メテ之ヲ執行フ可シ其他総社員ノ集會ヲ要スル時ハ臨時集會ヲ開ク可シ

第七十五節 凡ソ社員集議ノ方法ヲ二様ニ分ツ一ヲ特別集議ト爲シ一ヲ通常集議ト爲ス

第七十六節 特別集議ノ社員招集ノ時預メ議事ノ大意ヲ告ケ知ラセ置キ其集會ニ當リ社則ニ照シ社員或ハ其代人ノ發言ヲ爲サシメ復

明治八年・内務省『会社条例』草案

其集會後二十四日以内ニ第二次ノ集會ヲ催シ此會ニ於テ総株數或ハ總入金高四分ノ三ヨリ少カラザル衆論ヲ採リ之ヲ決定スルモノトス

第七十七節 若事急遽ニ係リ初會ニ於テ四分ノ三ノ協同ヲ得テ議長再ヒ第二次ノ集會ヲ要スルニ及ハズト視ル時ハ其初會ニテ之ヲ決定スルモ妨ナカル可シ

第七十八節 右特別集議ノ方法ヲ以テ決定ス可キ件々ハ左ノ如シ

第一 資本高株金高又ハ社員ヲ増減スルノ事

第二 本店ヲ移転スル事

第三 会社ノ名称ヲ改ムル事

第四 定款ノ簡条ヲ改正捨シ或ハ更ニ新法ヲ立ツル事

第五 社中総員ニ係ル契約ノ事

第六 会社ヲ閉鎖スル事

第七十九節 特別集議ニテ決定スル所ノ條件ハ必ス決議書ノ寫ヲ其地方官へ差出シ内務省ノ記録ヲ請フ可シ若決議ノ日ヨリ三十日ヲ過キテ其寫ヲ差出ササル時ハ其怠慢時間一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第八十節 右決議書記録濟ノ後ハ之ヲ創立證書又ハ会社定款ト一樣ニ視ス可シ故ニ之ヲ各社員ニ配達スルニハ第九條ノ規程ニ拠ル可シ

第八十一節 通常集議ハ総社員或ハ総株數總入金高ノ半数以上又ハ三分ノ二以上又ハ其他ノ割合ニテモ總テ社則或ハ臨時ニ定ムル適宜ノ方法ニ從ヒ議定スルヲ得ルモノトス

第八十二節 凡ソ集議ハ議長ニ於テ其可否ノ多少ヲ目算シテ之ヲ確定スルヲ得ルトイヘトモ若五人以上ヨリ請求スル時ハ投票法ヲ用キテ可否ノ多少ヲ算計シ確定スルヲ当然トス

第八十三節 会社ニ於テ若預メ発言ノ制ヲ設ケザルモノハ株金高或ハ入金高ノ割合ニ応シテ其權利ヲ定ム可シ又預メ招集ノ制ヲ設ケザル時ハ十五日以前ニ報告シテ会合ヲ請フ可シ又臨時集會ノ催方ニ付其規則ヲ預定セザル時ハ社員五名以上ノ同意ヲ以テ総社員ヲ招集スルヲ得ルモノト為スコシ又議長撰擧ノ規則ヲ預定セザル時ハ出席ノ社員中ヨリ之ヲ拔扱スコシ

第八十四節 会社ハ此條例ノ旨趣ニ悖戻スルノ權利ヲ有セズ故ニ其悖戻ノ事件ハ集議ニ當リ之ヲ可ト為ス者衆多ナリト雖トモ之ヲ否ト為スコ少數ノ者ヲ抑圧スルノ權ナントス

第二十七条 分店移店ニ付履行ス可キ定則ヲ明カニス

第八十五節 会社ニ於テ国内ニ分店ヲ取設ケ又ハ之ヲ移転セント欲スル時ハ之ヲ其地方官ニ報告スコシ若其分店ヲ取建テ或ハ移転スコキ所ノ地方他ノ管下ニ屬スル時ハ其先キノ地方官ヘモ同様報告スコシ

第八十六節 会社ニ於テ外國ヘ分店ヲ取設ケント欲スル時ハ其地方官ヘ請願スコシ地方官ハ内務卿ノ指令ヲ乞ヒ其指令ニ從フテ許可スベシ但差遣ノ者海外行ノ免狀請ヒ受ケ方等ハ定例ノ手続ニ從フヲ当然トス

第八十七節 会社特別ノ定ニ依リ其本店ヲ移転セント欲スル時ハ

第二十二條資本減縮ノ例ニ照シ第五十六節ノ手続ニ從ヒ請願スコ

シ又同条中第五十七節ヨリ第六十四節迄ノ定規ハ總テ此移転ノ条ニモ亦適用スコキモノトス

第八十八節 会社移店免狀ヲ受ケン時若移転先ノ地方他ノ管下ニ屬スル時ハ其免狀ノ写ヲ添ヘテ移店スコキ旨ヲ其先キノ地方官ヘ報告スコシ

第二十八條 会社ノ記録縦覽ノ事ヲ明カニス

第八十九節 会社ノ社員録及ビ社中規則ニ係リタル諸記録ハ之ヲ本店ニ具ヘ置キ第九十一節ノ日間ヲ除クノ外毎日業務取扱中二時間以上ハ社員并ニ債主ノ閱覽ヲ縦ルスコシ

第九十節 若此閱覽ヲ拒ミシ時ハ其拒ミタル時間一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第九十一節 会社ニ於テ諸簿冊調査ノ都合ニ依リ毎年三十日間ハ右縦覽ヲ停止スルヲ得可シ但其停止ノ日限ハ預メ之ヲ本店ニ掲ケ置ク可シ

第二十九條 質入帳簿ノ事ヲ明カニス

第九十二節 有限会社ハ其所有物ノ質入寄托等ヲ記スコキ帳簿ヲ製シ置キ其度毎ニ物品ノ員數種類并ニ期限及ヒ質入先又ハ寄托先キノ姓名等ヲ記載スコシ若其帳簿ヲ備ヘ置カザルカ或ハ其記載ニ詐偽誤脱アル時ハ五十円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第九十三節 右質入寄托等ヲ登記シタル帳簿ハ第二十八條ノ定規ニ從ヒ社員債主ノ閱覽ニ供スコキモノトス

第三十條 保險其外受托ノ会社毎年ノ計算ヲ報告スコキ事ヲ明ラ

カニス

第九十四節 有限ヲ以テ創立セル保險会社及ヒ其他諸物ノ寄托ヲ引

受ケ或ハ救恤ヲ任スル等總テ信任ヲ主トシテ營業スル所ノ会社ハ

其營業中ハ毎年二月八月ノ一日迄ニ前半ケ年一月ヨリ六月迄ノ計算

報告書成規ヲ作り本店及ヒ分店ノ見易キ場所ニ於テ之ヲ六ヶ

月間掲ケ置ク可シ若之ヲ掲ケサル時ハ其掲ケザル時間一日毎ニ五

円以下ノ罰金ヲ取立ツ可シ

第三十一条 検査請願ノ權及ヒ検査役ノ事ヲ明カニス

第九十五節 下掲クル制限以上ノ社員ヨリ請願スルニ當リテハ地

方官ヨリ官員ヲ命シ社中ノ諸件ヲ検査セシム可シ其制限ハ左ノ如

シ

(定額会社ハ) 人員ニ拘ラズ総株數五分一以上ノ社員

(不定額会社ハ) 人員ニ拘ラズ總入金高五分一以上ノ社員

第九十六節 地方官ハ右願書ヲ請取リ其願意ヲ正当ト思量スルトキ

ハ検査ノ官員ヲ差遣ス可シ

第九十七節 右検査役ハ会社ノ役人ヲシテ其管掌スル所ノ簿冊及ビ

一切ノ書類ヲ差出サシメ自在ニ之ヲ檢閲シ或ハ会社ノ役人ヲシテ

誓詞ヲ為サシメ之ヲ推糺スルノ權利アル可シ若会社ノ役人簿冊書

類ヲ差出スコトヲ拒ミ或ハ疑問ニ答ヘザル者アル時ハ五十円以下

ノ罰金ヲ其本人ニ命ス可シ

第九十八節 右検査役ハ検査終リシ時查明ノ事情及ヒ其意見ヲ書取

リ復命ス可シ地方官ハ此書取りノ写卷部ヲ内務省ヘ差出シ又卷部

ハ会社ノ本店ニ達シ又卷部ハ請願人ニ渡ス可シ

第九十九節 内務省或ハ地方官ヨリ不時ニ官員ヲ差遣シ会社ノ業務

ヲ検査セシムル事アル可シ

第一百節 会社ハ其業務ヲ検査セシメンガ為メ自ラ定式或ハ臨時ノ檢

査役ヲ命スルコトヲ得可シ此検査役モ其權利ニ於テハ本条第九十

七節ノ如クナル可シ

第一百節 本条ニ掲ケタル検査役ノ取調ヘシ事情書ハ其会社ニテ異

論ナキ証トシテ之ニ社印ヲ捺シタル以上ハ公裁上ノ証拠トシテ採

用セラル可シ

第三十二条 往復書類送達方ノ事ヲ明カニス

第一百二節 凡テ会社ノ往復書類ヲ郵便ニ托スル時ハ其通送ノ時間ヲ

量リテ差立ツ可シ若右書類ノ正ニ達セシヤ否ノ証拠ヲ糺ス時ハ其

表書ノ宛名ニ誤リ無カリシカ又ハ郵便規則ニ違ハサリシカラ証明

スルヲ以テ充分ナリトス

第三十三条 社員定員以下ニテ營業ス可キ制限ヲ明カニス

第一百三節 此條例ヲ奉シタル会社ノ社員五人以下ニ減少シタルトキ

ハ直ニ其營業ヲ廢停スルヲ定則ト為スト雖トモ若シ社員一同ノ協

議ニ依リテハ其後一年間引続キ營業スルコトヲ得可シ但此一年間

ニ負フ所ノ債額ハ右決議書ニ記名調印セシ者之ヲ一切担当ス可シ

第三十四節 社員已納ノ金ヲ引取ル可カラザルノ禁令ヲ明カニス

第一百四節 社員ハ其株金又ハ入金ヲ会社ヨリ引取ル可カラス若シ之

ヲ犯スモノハ其引取リシ金高ヲ会社ニ復セシメ別ニ五十円以下ノ

罰金ヲ犯者ヨリ取立ツ可シ但頭取支配人等之ヲ故縱スル時ハ其同

高ノ罰金ヲ命ス可シ

第三十五節 会社營業中ノ禁令ヲ明ラカニス

第二百五節 凡ソ会社ノ發起人社員及ヒ頭取其他ノ役人若シ共同ノ金

銀ヲ私ニ費消シ或ハ社名ヲ仮リテ自己ノ利益ヲ謀リ或ハ不正ノ手形証書類ヲ以テ他人ヲ欺ク等ノ如キ総テ奸偽ト視做ス可キ一切ノ所行ハ法律或ハ社則ニ照シテ相当ノ罰ニ処ス可シ

第三十六條 会社ノ決議書ハ公裁上ノ憑証ト為ス可キ事ヲ明カニス

第六節 此條例ヲ奉シタル会社ニ於テハ其社員及ヒ頭取支配人ノ決議処分ヲ遺漏ナク簿冊ニ記載シ其毎会ノ議長之ニ記名調印シテ保有シ置ク可シ然ル時ハ後日其議定ヲ不正ト認ム可キ確証ヲ見出ス迄ハ公裁上ニ於テ此簿冊ノ正当ノ憑証ト視做ス可シ

第三十七條 会社損失アル時ハ其後ノ利益配當ヲ差止ム可キ事ヲ明カニス

第七節 会社若シ損失アリテ資本高不足シタル時ハ其後ニ生スル利益金ハ何ケ度ニテモ其不足ヲ補ヒ元高ニ復セシム可シ若シ此主意ニ戻リテ利益金ヲ配當スル時ハ公裁上ニ於テ其配當ノ金高ハ各社員ノ負債ト視做シ相當ノ利子ヲ付シテ会社ニ弁償セシム可シ

第三十八條 中裁人ヲ定メ得ルノ權利ヲ明カニス

第八節 此條例ヲ奉シタル会社ハ現在將來ヲ問ハズ本社ト他ノ会社或ハ他人トノ間ニ起ル所ノ爭論疑問等ヲ判決スル為メ社外ノ中裁人ヲ撰ミ之ニ依頼スル事ヲ得可シ此中裁人ニ委托スルノ權利制限ハ其会社特別ノ議定ヲ以テ之ヲ取極ム可シ

第三十九條 負責人ノ事ヲ明カニス

第九節 此條例ヲ奉シタル会社閉鎖ノ時ニ於テ創立証書ノ約定及

ビ第二十四條ノ制規ニ從ヒ会社ノ要求ニ応シテ割賦金ヲ払フ可キ者之ヲ負責人ト称ス

第十節 右負責人タル者ハ会社閉鎖ノ時ニ當リ裁判所又ハ地方官又ハ跡引請役ニテ之ヲ決定スルトイヘトモ当然其實ニ任ス可キ条理アル者ハ右決定前ニテモ亦之ヲ負責人ト称ス可シ

第十一節 前節ノ負責人ハ入社ノ初メヨリ其会社ニ對シテ責ヲ負フタル者ト視做ス可キヲ以テ若会社ノ閉鎖ニ當リ負責人ノ身代其割賦金ヲ弁スルニ足ラサルノ疑アル時ハ会社ニ於テ其者ノ資産ヲ抵当ト為スコトヲ得可シ

第十二節 会社閉鎖ノ前後ヲ論セス社員其所有ノ株式ヲ他人ニ売渡シ又ハ讓渡サントナセシ時若頭取支配人又ハ跡引受役ニ於テ其社員ノ所為ハ全ク其責任ヲ免カルル為メノ目的ヨリ出タルモノト視ル時ハ之ヲ拒ムノ權アル可シ假令其売渡讓渡ノ後ニテモ裁判所又ハ地方官ニ於テ適當トスル時ハ旧社員ヲ負責人ト定ム可シ

第十三節 若負責人タル者其姓名簿ニ登記スル前後ニ於テ死去セシ時ハ其代理人相続人後見人等總テ其跡式ヲ引受ケタル者ヲ負責人ト視做シ其責ヲ担任セシム可シ

第十四節 若負責人右同時ニ於テ身代分散ニ至リシトキハ会社即債主タルノ權利ヲ以テ其者ノ払フ可キ割賦金ノ高ニ応シ他ノ債主ト同シク配當ヲ受クルヲ得可シ若シ女子ニテ負責人ト為リ他家ニ嫁スル時ハ其夫タル者ヲ負責人ト視做シ其責ヲ担任セシム可シ

第四十條 会社官命ニテ閉鎖スルノ定則ヲ明カニス

第十五節 此條例ヲ奉シタル会社左ノ場合ニ當リ裁判所又ハ地方

官ニ於テ其事實ヲ推糺シ条理正当ト視ルトキハ其会社ニ鎖店ノ命令ヲ下ス可シ

第一 会社特別議定ニ依リ裁判所又ハ地方官ノ命令ヲ奉シ閉鎖スルヲ要用トナシ其命令アランコトヲ請願シタル時

第二 会社創立後一ケ年ヲ経テ尚未タ開業セサルカ或ハ開業後一ケ年間休業シタル時

第三 開業後社員五名以下ニ減少シタル時

第四 会社ノ債主ヨリ会社ヲ相手トシテ訴訟ヲ起シ裁判所又ハ地方官ニ於テ債主ヲ以テ有理由判決スルト雖トモ会社其負債ヲ弁償シ得サルカ又ハ債主ノ心ヲ満足セシムル丈ケノ抵当ヲ出シ得サル時

第五 其他何等ノ事故ニテモ裁判所又ハ地方官ノ意見ヲ以テ鎖店ヲ命スルヲ条理適當ト定ムル時

第一百六節 会社鎖店ノ命令ヲ請願スルトキハ其願書へ閉鎖セント欲スルノ因由ヲ詳記シ頭取ハ勿論社員三分ノ二以上ニテ記名調印シ之ニ決議書ノ写ヲ添テ裁判所又ハ地方官ニ差出ス可シ

第一百七節 裁判所又ハ地方官ニテ会社ノ業務ヲ閉鎖セシムルハ会社ノ請願書ヲ其行ニ於テ受取リシ日又ハ裁判所或ハ地方官ノ特命ニ出ツルモノナレハ其命令書会社ニ到達ノ日ヲ以テ其起^{(二)字不明}ト視做スヘシ

第一百八節 会社已ニ右請願書ヲ差出シタル後ハ未タ命令アラサル前ナリトモ裁判所又ハ地方官ノ許可ヲ得スシテ其資産ノ処分株式ノ授受売買其他社員ノ進退等都テ諸般ノ變更ヲ為ス可カラズ

第一百九節 会社ノ債主一名又ハ二三名ニテ会社ヲ相手トシテ訴訟ヲ起シ裁判所又ハ地方官ヨリ会社ニ鎖店ヲ命スルトモ債主惣体連署シテ出訴シタルモノト同様債主一同ノ權利ヲ保護スルコト勿論タルヘシ

第二十節 裁判所又ハ地方官ハ已ニ鎖店ノ命令ヲ下シタル後ニテモ会社又ハ其債主及ヒ負責人等ノ請願ニ由リ情実覆審ノ上事理正当ト視ル時ハ暫時鎖店ノ猶予ヲ命シ或ハ全ク鎖店ノ命令ヲ取消スコトアル可シ

第二十一節 裁判所又ハ地方官ニ於テ会社ニ鎖店ノ命令ヲ下サントスル時ハ其会社ニ關係アル債主或ル一定ノ期日(此期日ハ公告書ノ日付ヨリ三ヶ月以外ナルヘシ)迄ニ其金高及其請取ル可キ因由ヲ詳記シ之ヲ某所ニ差出ス可キ旨揭示及ヒ新聞紙等ヲ以テ全国一般ニ公告スルノ手続ヲ為ス可シ

第二十二節 裁判所又ハ地方官ハ右期日後ニ至リ各債主ヨリ差出シタル書面ト会社ノ簿記類トヲ照合調査シテ更ニ債主ノ姓名録ヲ作ル可シ

第二十三節 裁判所又ハ地方官ニ於テ会社ノ鎖店ノ命令ヲ下シタル後ハ速カニ会社ノ社員録ヲ差出サンメ其内ニテ在社退社ノ人々ヲ區別シ又其代理人相続人後見人等当然ノ責任ヲ担当スヘキ人々ヲ定メテ又更ニ負責人ノ姓名録ヲ作ル可シ

第二十四節 裁判所又ハ地方官ハ会社ニ鎖店ノ命令ヲ下シタル後其命令書ノ写(会社ノ請願ニ出ルモノナレハ其決議書共)ヲ添テ之ヲ内務卿ニ報告スヘシ

第二百二十五節 裁判所又ハ地方官ハ会社ニ鎖店ヲ命シタルトキ其会社ノ役員或ハ社員ノ中ヨリ相当ノ人物一名又ハ数名ヲ撰挙シテ之ヲ跡引受役ニ命シ会社鎖店ノ諸務ヲ取扱ハシム可シ但会社ノ役員又ハ社員ノ中ニ相当ノ人物無キトキハ裁判所又ハ地方官ヨリ官吏ヲ差遣シ其事ヲ執ラシメ或ハ社外ノ者ヲ撰ヒ跡引受役ニ命スルコトアル可シ

第二百二十六節 裁判所又ハ地方官ニテ跡引受役ヲ命スルトキハ本人ヨリ相当ノ保証物ヲ差出サシムルカ或ハ保証人ヲ立シメ若奉職中本人弁償ス可キコト起ルトキハ其保証物ヲ以テ弁償ニ充テ或ハ保証人ニ其弁償ヲ命ス可シ

第二百二十七節 裁判所又ハ地方官ニテ跡引受役ヲ命シタル後ハ会社ノ頭取支配人其職ヲ退クヘシ但跡引受役ノ請願ニ依テハ尚在職セシムルコトアルヘシ

第二百二十八節 跡引受役ハ其会社鎖店ノ命令ヲ受ケタル趣ヲ其本店分店ノ地方ノ新聞紙ニ載セ又ハ其他ノ方法ヲ以テ少クトモ六十日間之ヲ世上ニ公告スヘシ

第二百二十九節 跡引受役ヲ命シタル後ハ其裁判所又ハ地方官ヨリ会社ノ役員及ヒ社員等ニ指令シテ其会社ノ所有ニ属スル金銭動産不動産並ニ諸簿冊証書類等悉皆右跡引受役ニ引渡サシメ又跡引受役ニ命シテ之ヲ監護セシムヘシ

第二百三十節 右跡引受役余儀ナキ事故アリテ辭職シ或ハ死去シ或ハ裁判所又ハ地方官ヨリ其職ヲ免(一字不明)スル等ノコトアルトキハ其裁判所又ハ地方官ニテ相当ノ者ヲ推挙シテ其跡役ニ命ス可シ

第三百一十一節 右跡引受役ノ給料ハ之ヲ命スル裁判所又ハ地方官ニテ其相当トスル処ニ随ヒテ一定ノ高ヲ定メ会社ノ資産中ヨリ之ヲ給与ス可シ

第三百十二節 跡引受役ハ会社ニ属スル諸所有物ヲ監護シ且ツ裁判所又ハ地方官ノ許可ヲ得タル上ニテ左ノ件々ヲ執行スル權利アル可シ

第一 会社ノ名目ヲ以テ原告又ハ被告トナリ公裁ヲ受クル事

第二 鎖店ノ便益ヲ謀ルカタメ一時其業ヲ営ム事

第三 会社ニ属スル所有物ノ全部又ハ其(一字不明)部分ヲ売却シ或ハ其所有物ヲ抵当トナシ要用ノ金子ヲ借用スル事

第四 会社ノ負責人ノ中若破産分散スルモノアルトキハ本人ヨリ会社ニ納ム可キ金高ヲ証明シ他ノ債主ト同シク其配当ヲ受ケ又ハ其抵当ノ資産ヲ引取ル事

第五 其他都テ会社ノ資産ヲ分配スル等ニ係ハル件々ヲ取扱フ事

第三百十三節 裁判所又ハ地方官ハ時宜ニ依リ跡引受役ニ命シテ債主及ヒ負責人ノ姓名録ヲ作ラシムルコト有ル可シ第三百十二節百二十
第三百十四節 跡引受役ハ何時ニテモ負責人ノ姓名録ニ記入シタル人々ヨリ其割賦金ノ全額又ハ其内ノ幾部分ヲ収集スルコトヲ得ヘシ但之ヲ収集スルトキハ少クトモ十五日前ニ其旨ヲ通告スヘシ

第三百十五節 跡引受役右割賦金ヲ収集スルトキハ負責人ノ内或ハ其要需ニ応スル難ハサルモノアル可キヲ量リ其実用ノ金高ハ余分相当ノ見込高ヲ加フルモ法ニ於テ妨ケナシトス

第三十六節 跡引受役ハ会社ノ資産又ハ負責人ノ割賦金ヲ以テ会

社ノ負債ヲ弁償シ其他鎖店ノ諸入費ヲ仕払ヒ若残余ノ金高又ハ物品アルトキハ此配當ヲ受クヘキ權利有ル人々ニ公平ニ之ヲ分与ス
ヘシ

第三十七節 負責人ノ中若会社ノ要需ニ応シ其割賦金ヲ納メサルモノアリテ跡引受役ヨリ之ヲ督促スルトモ尚其納金ヲ怠ルトキハ裁判所又ハ地方官ニ於テ其情実審判ノ上条理適當ト思考スル時ハ一般ノ規則ニ準シ本人ニ身代限ヲ命ス可シ

第三十八節 裁判所又ハ地方官ハ会社閉鎖ノトキニ當リテ其資産ヲ尽スモ尚其負債ヲ弁償スルニ足ラサルト認ムルトキハ予メ鎖店ノ諸入費及ヒ跡引受役ノ給料見込高ヲ先ツ其資産中ヨリ引去ル可キ旨ヲ跡引受役ニ指令スヘシ

第三十九節 会社鎖店ノ事務完結セシトキハ裁判所又ハ地方官ヨリ其会社ニ解散ノ命ヲ下ス可シ

第四十節 裁判所又ハ地方官ヨリ会社ニ解散ヲ命シタルトキハ直ニ其命令書ノ写ヲ添テ之ヲ内務卿ニ報告スヘシ

第四十一節 会社自ラ閉鎖スルノ定則ヲ明カニス
第四百十一節 此條例ヲ奉シタル会社ニ於テ左ノ場合ニ當リテハ自ラ閉鎖スルコトヲ得ヘシ

第一 会社創立ノ初メ其定款ニ於テ約定セシ処ノ期限ニ至リテ特別議定ニ從ツテ閉鎖セント決スル時

第二 会社ニ不慮ノ事變起ルカ其利益少キカ又ハ負債増加シテ其業務ヲ永續シ得サルカ其他何等ノ事由ニテモ特別ノ議定ニ

由リテ閉鎖スルヲ便宜ナリト決スル時

第四百十二節 会社特別議定ニ由リ閉鎖セント決スルトキハ其閉鎖スヘキ因由ヲ詳記シ其決議書ノ写ヲ添テ地方官ニ報告ス可シ地方官又之ヲ内務卿ニ報告ス可シ

第四百十三節 地方官ニ於テ右報告書ヲ受取リシ上ハ其会社ニ關係アル債主或ル一定ノ期日（此期日ハ公告書ノ日付ヨリ三ヶ月以外ナル可シ）迄ニ其金高受取方ヲ右会社ニ請求ス可キ旨揭示及ヒ新聞紙等ヲ以テ全国一般ニ公告スルノ手續キヲ為ス可シ

第四百十四節 会社ハ自ラ閉鎖セント決シタル議定ノ旨趣ヲ本店分店ノ地方ノ新聞紙ニ載セ又ハ其他ノ方法ヲ以テ少クトモ六十日間之ヲ世上ニ公告スヘシ

第四百十五節 会社閉鎖ト決スルトキハ其決議ノ日ヨリ鎖店（一字不明）一ニ就キ肝要ナルモノヲ除クノ外都テ其業務ヲ閉止スヘシ

第四百十六節 会社閉鎖ト決セシ後ハ其資産ノ処分株式ノ授受売買其他社債ノ進退等諸般變更ニ屬スル事ハ都テ跡引受役ノ承諾ヲ得サレハ之ヲ執行ス可カラス若其承諾ナクシテ之ヲ執行セシモノハ跡引受役其實ニ任ス可カラサルハ勿論公裁上ニテモ之ヲ不正ノ所為ト視做ス可シ

第四百十七節 会社閉鎖ト決スルトキハ其集会ニテ從來ノ役員又ハ社員ノ中ヨリ相當ノ者一名或ハ數名ヲ撰出シテ之ヲ跡引受役トナシ鎖店ノ諸務ヲ一切担任セシム可シ若跡引受役ノ内病死或ハ辭職其他ノ事故アリテ欠員ヲ生スルトキハ復必ス社員集会シテ其跡役ヲ撰任ス可シ

第四百四十八節 跡引受役ノ給料并ニ処務ノ権限ハ之ヲ撰挙スル集會

ニテ予メ取極メ置ク可シ

第四百四十九節 右跡引受役ヲ命スル上ハ頭取支配人其職ヲ退ク可シ

但社員ノ協議又ハ跡引受役ノ請求ニ依リテハ尚在職セシムルモ妨

ケナントス

第五百十節 跡引受役ハ会社ノ債主及ヒ負責人ノ姓名録ヲ定ムルノ

權アル可シ但之ヲ定ムルニハ官命ノ鎮店ニ當リ裁判所又ハ地方官

ニテ執行スル方法ニ從フヘシ

第五百十一節 本条ノ跡引受役ハ総社員ノ許可ヲ得タル上ニテ官命

跡引受役ト同様第三百三十二節ニ掲ケタル第一第三第四第五ノ件々

ヲ処分スルノ權利ヲ有ス可シ但同節第二鎮店ノ便益ヲ謀ルカ為メ

一時其業ヲ営ム事ニ至リテハ必地方官ノ許可ヲ得サレハ施行スル

ヲ得可カラス

第五百十二節 凡テ会社ノ負責人ハ跡引受役ノ差図次第其責任ノ多

少ニ応シテ会社ニ割賦金ヲ納ム可シ

第五百十三節 本条ノ跡引受役右割賦金ヲ収集スルニ當リテハ官命

跡引受役ト同様第三百三十五節ノ主意ニ依リ余分相當ノ見込高ヲ加

フルモ法ニ於テ妨ケ無シ

第五百十四節 会社鎮店ノ諸費用並ニ跡引受役ノ給料等ハ会社ノ資

産及ヒ集金ヲ以テ之ヲ仕払フ可シ但之ヲ引去ラサル間ハ他ノ負債

ヲ償却ス可カラス

第五百十五節 跡引受役ハ其権限外ノ事務ヲ処分ス可キ許可ヲ得ル

カ為メ或ハ他ノ用途ヲ達スルカ為メニ適當ト思考スルトキハ何時

ニテモ社員ノ集會ヲ催スコトヲ得可シ若鎮店ノ事務一ケ年以上ニ

巨ルトキハ(一字不明)年ノ終リニ集會ヲ催シ其後ハ毎年ノ末ニ集會シテ其

前年ノ事業及ヒ諸計算ノ始末ヲ告知ス可シ

第五百十六節 会社閉鎖ノ事務完結セシトキ跡引受役ハ其事務ヲ取

扱ヒシ順序並ニ明細ナル出納計算簿ヲ作り負責人総員ヲ集會シテ

之ヲ公示シ尙自ラ其委細ヲ演説ス可シ但此集會ノ趣意及ヒ場所月

日ハ新聞紙又ハ其他ノ方法ヲ以テ少ナクトモ一ヶ月前之ヲ世上ニ

公告ス可シ

第五百十七節 前節ノ集會畢リシ上ハ跡引受役ヨリ三日中ニ其始末

ヲ明記シ地方官ニ報告スヘシ但此報告書ノ日付ヨリ六ヶ月ヲ経テ

其会社全ク解散セルモノト承認セラル可シ

第五百十八節 地方官右報告ヲ受ケシトキハ直ニ之ヲ内務卿ニ報告

ス可シ

第五百十九節 若跡引受役第五百十六節ノ集會後三日ヲ経テ報告書

ヲ差出サ、ル時ハ其後ノ怠慢時間一日毎ニ五円以下ノ罰金ヲ総員

責人或ハ跡引受役ニ命スヘシ

第五百十節 会社特別ノ議定ニ依リテハ其債主総員ニ跡引受役ヲ撰

任スルノ權義ヲ委任シ或ハ債主等ト協議シテ跡引受役ノ權限及ヒ

其所務ノ方法ヲ定ムル事アル可シ但右委任ノ趣意ニ基キテ債主ノ

施行セル權義ハ即会社ノ自ラ為セルト同様ニ心得可シ

第五百六十一條 自ら閉鎖スル所ノ会社ト債主トノ間ニ取結フ所ノ約

定ハ会社特別ノ議定ニテ承諾セシ上ハ之ヲ以テ總負責人ヲ束制シ

得可ク又債主ノ人員或ハ其金高四分三以上ノ者承諾セシ上ハ之ヲ

以テ総債主ヲ束制シ得ヘシ

第六十二節 右負責人ト債主トノ双方ニ於テ四分三以上ノ決議ニ從ヒ取結ヒタル約定ハ之ヲ正当確實ノモノト視做スヘシ然リト雖トモ若負責人債主ノ内此約定ニ服セサルモノアリテ約定成就ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ告訴スルトキハ裁判所又ハ地方官ニテ其情理ヲ審察シ原告ヲ正当ト視ルニ於テハ或ハ其約定ノ条件ヲ改正シ又ハ之ヲ取消サシムル事アルヘシ

第六十三節 旧員ノ割賦金^{第二十四條}及ヒ責任無限ノ約定アル頭取支配人ノ割賦金^{第二十五條}ハ裁判所又ハ地方官ニ請願ノ上其命令ヲ受クルニ非ラサレハ会社ニ於テ之ヲ收集スルヲ得ス

第六十四節 裁判所又ハ地方官ニ於テ会社ノ自鎖店ニ由リ其債主ノ權利ヲ害スルト視ル時ハ半途ニテモ官命鎖店ノ順序ニ從ヒ之ヲ処分シ其自鎖店ノ權利ヲ取消ス可シ

第六十五節 会社結局ノ集會後六ヶ月以内ニ於テ若債主或ハ負責人ヨリ(第六十二節ノ事情ヲ除クノ外)異論起リ告訴スル者アルトキハ裁判所又ハ地方官ニ於テ其告訴遲延ノ事情ヲ推究シ之ヲ条理アリト視ルトキハ其原告人ノ權利ヲ保護シ更ニ其事件ヲ覆審スルコトアル可シ但右集會後六ヶ月ヲ過ル後ハ仮令何等ノ事情アルモ之ヲ用セサルヘシ

第六十二條 会社閉鎖ニ付一般ノ定則ヲ明カニス

第六十六節 会社ノ社員及ヒ債主等ハ裁判所又ハ地方官ヨリ下シタル鎖店ノ命令或ハ鎖店一件ニ付其後下ス所ノ命令ニ服セサルトキハ司法省裁判所ヘ控訴スルコトヲ得可シ

第六十七節 会社負債ヲ弁償スルニ當リ債主ニ對シ偏頗ノ所行アルトキハ裁判所又ハ地方官ニ於テ其事ノ已定未定ニ拘ハラズ之ヲ匡正シテ公平ノ処分ヲ為ス可シ

第六十八節 会社ノ計算書類其他一切ノ記録ハ会社解散ノトキニ當リ官命鎖店ナレハ裁判所又ハ地方官ニテ其記録ノ管守人ヲ命ジ自鎖店ナレハ総社員ノ衆議ヲ以テ其管守人ヲ定ム可シ但解散ノトキヨリ三ヶ年ヲ過クレハ此管守人ハ其責任ヲ免カル可シ

第六十九節 凡ソ会社ノ鎖店ニ當リ其社員タル者会社ノ資産ヲ自己ノ所有トナシ或ハ之ヲ隱匿シ又ハ会社ノ負責ヲ脱セント謀リ其他一切奸偽ノ所行アル時ハ法律或ハ社則ニ照ラシテ之ヲ論スルノ外其私曲ニ係ル金高ハ相當ノ利息ヲ加ヘ之ヲ其本人ヨリ弁償セシム可シ

第七十節 会社ノ鎖店ニ當リ旧任現任ノ差別ナク頭取支配人跡引受役及ヒ其他ノ役人等其取扱ノ失錯ニ依リテ会社ニ損耗ヲ負ハシメ其他不正ノ出納ヲ為シ又ハ会社ノ所有物ヲ私借スル等總テ会社ニ對シテ違約背信ノ罪ヲ犯シタル時ハ法律或ハ社則ニ照ラシテ之ヲ論スルノ外其失錯又ハ私曲ニ係ル金高物品ハ相當ノ利息ヲ加ヘ之ヲ其本人ヨリ弁償セシム可シ

第四十三條 請願及ヒ報告書類ノ上達方並ニ印税ノ事ヲ明カニス

第七十一節 会社ヨリ地方官又ハ裁判所等ヘ差出ス可キ諸般ノ請願及ヒ報告書類ハ都テ本書ヲ併セテ三通ヲ要ス可シ但シ其寫モ亦必ス本印ヲ捺ス可シ

第七十二節 創立証書及ヒ会社定款ノ本書ハ証券^(一字不明)紙ヲ用フ可ク又株券及ヒ入金証券ハ印稅規則中第二則ノ一類ニ從ヒ印稅ヲ納ム

可シ

第四十四条 記録手数料ノ定則ヲ明カニス

第七十三節 此条例ヲ奉スル会社ハ第七条ノ手続ニ從ヒ創立証書及ヒ会社定款ヲ内務省ノ記録ニ載セ其他特別議定ノ条件ヲ記録スルニ当リテハ左ノ定則ニ照ラシテ記録手数料ヲ納ム可シ

定額会社ノ記録手数料

資本金千円ニ充タサル高ヲ以テ創立スル会社ハ創立証書及ヒ

会社定款ヲ記録スルニ付

金壹円

資本金千円ヨリ以上ヲ以テ創立スル会社ハ右壹円ノ外左ノ割合ニ

合ニ応シテ其高ヲ増加ス可シ

資本金千円ヨリ以上五千円ニ充タサルモノハ千円毎ニ

金壹円

同五千円ヨリ以上壹万円ニ充タサルモノハ千円毎ニ

金五拾錢

同壹万円ヨリ以上拾万円ニ充タサルモノハ千円毎ニ

金貳拾錢

同拾万円ヨリ以上八千円毎ニ

金五錢

会社開業ノ後其資本高ヲ増加スルトキハ其増加高ヲ従前ノ資本高ト通算シテ右ノ割合ニ從ヒ之レヲ収ム可シ

特別議定ノ条件ヲ記録スルトキハ一度毎ニ

金五拾錢

不定額会社ノ記録手数料

創立証書ニ定メタル社員十人ニ充タサル会社ハ創立証書及ヒ会社定款ヲ記録スルニ付

金壹円

社員ノ定限十人ヨリ以上ナル会社ハ右壹円ノ外ニ左ノ割合ニ從ヒ其高ヲ増加ス可シ

社員十人ヨリ以上百人ニ充タサルモノハ十人毎ニ

金五拾錢

同百人ヨリ以上五百人ニ充タサルモノハ五十人毎ニ

金三拾錢

会社開業ノ後更ニ社員ヲ増加スルトキハ前社員ト通算シテ右ノ割合ニ從ヒ之ヲ収ム可シ

特別議定ノ条件ヲ記録スルトキハ一度毎ニ

金五十錢

第七十四節 右記録手数料ハ地方官ニテ之ヲ取立テ内務卿指令ノ

手続ニ從テ処分ス可シ

第四十五条 罰金ノ処分ヲ明カニス

第七十五節 此条例中ノ罰金ハ各地ノ裁判所又ハ地方官ニテ之ヲ

取立テ司法卿ノ指令ニ從テ処分ス可シ

第四十六条 条例改正ノ事ヲ明カニス

第七十六節 日本政府ハ此条例ノ簡条ヲ実践セシメ若故障ノ廉ア

ラ便宜之ヲ改正シ或ハ之ヲ加除ス可シ但此条例ニ從テ一度記録

手数料ヲ納メタルモノハ此後ノ改正加除ニ就キ官命ニテ其社則ヲ

變更セシムルコトアルトモ再ヒ記録手数料ヲ納ムルニ及ハス